

指令(EU) 2015/849

[参考訳]

2018年2月12日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Directive (EU) 2015/849 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2015 on the prevention of the use of the financial system for the purposes of money laundering or terrorist financing, amending Regulation (EU) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council, and repealing Directive 2005/60/EC of the European Parliament and of the Council and Commission Directive 2006/70/EC (OJ L 141, 5.6.2015, p.73-117)に基づき、翻訳を試みた。テキスト(英語版)は、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015L0849&from=EN>
[2018年2月3日確認]

指令(EU)2015/849は、EUの現行の資金洗浄及びテロリスト資金提供の禁止法令の中で最も重要なものである。テロリスト活動と関連するEUの最新の法令としては、指令(EU)2017/1371(OJ L 198, 28.7.2017, p.29-41)及び指令(EU)2017/541(OJ L 88, 31.3.2017, p.6-21)がある。

指令(EU)2015/849は、更に改正される見込みである。その改正のための2017年12月20日の合意に関しては、下記の理事会のWebサイト上で公表されている。

<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2017/12/20/money-laundering-and-terrorist-financing-presidency-and-parliament-reach-agreement/>
[2018年2月12日確認]

指令(EU)2015/849は、前文、条文及び別紙の3つの部分で構成されている。この参考訳においては、指令(EU)2015/849の前文、条文及び別紙の全文を訳出した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意識とした。

ただし、意識の語彙上の選択基準は、個々の法令の制定趣旨や当該法令の起草者の個人的趣味や歴史的変遷等を反映せざるを得ない部分があるので、個々の法令により一定せず、常に個別的なケースバイケースの検討が求められる。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。

この参考訳は、あくまでも指令(EU)2015/849の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考

として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

指令(EU) 2015/849 の前文(42)の中で個人データ保護のために適用される一般法令として示されている個人データ保護指令 95/46/EC (OJ L 281, 23.11.1995, p.31-50)は、一般データ保護規則(EU) 2016/679(GDPR) (OJ L 119, 4.5.2016, p.1-88)の第94条によって、2018年5月25日をもって廃止される。同日以降、個人データ保護のための一般法令としては、一般データ保護規則(GDPR)が適用される。

指令(EU) 2015/849 の前文(42)の中で刑事司法共助の枠組みにおいて適用される個人データ保護法令として示されている理事会枠組み決定 2008/977/JHA (OJ L 350, 30.12.2008, p.60-71)は、指令(EU) 2016/680 (OJ L 119, 4.5.2016, p.89-131)の第59条により、2018年5月8日をもって廃止される。同日以降、刑事司法共助の分野における構成国の個人データ保護に関しては、指令(EU) 2016/680が適用される(同指令第63条第1項参照)。

指令(EU) 2015/849 の第2条第3項第2副項にある指令 2007/64/EC (OJ L 319, 5.12.2007, p.1-36)は、決済サービス指令(EU) 2015/2366 の第114条により、2018年1月13日をもって廃止された。同日以降、決済サービス指令(EU) 2015/2366 が適用(施行)される。その結果、指令(EU) 2015/849 の第2条第3項第2副項にある指令 2007/64/ECは、決済サービス指令(EU) 2015/2366 の別表IIに従って読み替えられなければならない。

指令(EU) 2015/849 の第39条は、業務上の守秘義務と形式的に矛盾する行為を正当化するための違法性阻却事由または正当事由の例として非常に参考になる。他の法令における同様の正当化事由の具体的な態様を考察する場合においても、例えば、「公共の利益(public interests)」の具体的な態様を理解するための貴重な素材を提供するものと言い得る。

いわゆる仮想通貨の取引または決済の中には指令(EU) 2015/849 の別紙IIIの2(c)、(d)または(e)に該当し得るタイプのもが多々存在することから、資金洗浄及びテロリスト資金提供の関係においても特に注意を要する。特に、別紙IIIの2(c)は、電子署名のみを例として掲げているが、2(c)が示す要件それ自体としては、直接に対面することなく匿名性を保ったまま実行可能なものである限り、仮想通貨を含め、様々な電子的な処理による取引または決済を含み得る。

以上のような理解を前提に考察した場合、日本国において、いわゆる仮想通貨の取引または決済に関与する事業者が金融庁等の金融関係の監督官庁の完全な監視下にあり、所定の通報義務及び(本人確認義務を含め)取引当事者把握義務を完全に利用することは当然のこととして、警察当局の完全な監視下にも置かれ、資金洗浄及びテロリスト資金提供の防止及び訴追のために常に完全に協力する体制(強制的な法制度)が構築され実施されていない限り、EUとの関係においては、日本国が、「ハイリスク第三国」に該当すると判断され得ることを理解すべきである。それと同時に、完全な本人確

認義務を履行すべきである以上、最も厳格に個人情報保護法の適用を受けることにもなる。ただし、現状の個人情報保護委員会が電子的な資金洗浄及びテロリスト資金提供と関係する個人情報保護に関して十分な知識・経験・実務遂行能力をもつか否かについては、全く不明である。

指令(EU)2015/849は、ESAやFIUによって各種関連文書が作成されることを予定している。それらは、いずれも非常に重要なものであることが確実である。それらの文書の全文訳出と理解、日本国の関連法令や関連文書との比較検討を含め、その詳細な検討は、サイバー犯罪やテロ犯罪を専攻する研究者を含め、国際犯罪法、金融法、経済法、商法または財政学の分野に属する研究者及び関連実務家が行うべき仕事である。これらの仕事が精密に遂行されることを前提としない犯罪論や財政論及びそれらを踏まえた経済政策論や立法政策論等は、無力である。

一般的な経済評論または経済政策論として、日本国内においてカジノを公認することによる経済効果が論議されることがある。しかしながら、カジノの公認を検討する際には、指令(EU)2015/849に定めるような関連条項を典型的なものとして、国際的な規模で承認されているギャンブリング産業に対する資金洗浄及びテロリスト資金提供禁止との関係における厳重な規制を十分に考慮に入れたものとしなければならない。このことは、公認された公営競馬や宝くじ事業、賭博的な証券投資行為及びいわゆる仮想通貨取引等でも全く同じことであるが、そのような視点からの研究論文等は、ほとんどない。

指令(EU)2015/849の中には、多国籍のグループ企業(group undertakings)に対する対処のための条項が多数存在する。

グループ企業は、単一の構成国の国家主権のみに服するものではないため、とりわけ、EUの法制度と適合しない法制度をもつ第三国に主たる事業所(本店)のある企業に関して、かなり面倒な法的問題を発生させ続けている。このことは、個人データ保護法制においても同様であり、GDPRの中においても、比較的多くの条項を用いてグループ企業における個人データ保護のための内部統制及び外部監査の仕組みが構築されている。

資金洗浄及びテロリスト資金提供を直接の対象としている指令(EU)2015/849の中には、その対応(特に疑わしい取引の通報)と関連して個人データ保護に関する条項が存在しているが、そのような条項は、特にグループ企業との関連においては、GDPRの関連条項と併せて立体的な解釈論を構築しなければならないという困難性が存在する。

加えて、信託型のものや保険型のもの、あるいは、脱法的なものを含め、そのようなグループ企業が扱う商品やサービスの中には、古典的な契約類型とはかなり異なる様相を呈するものが決して少なくない。とりわけ、脱法的な商品やサービスの場合、あえて複雑な計算を要するような外形を呈することがあり、学術上の古典的な意味での商法学や保険法学等だけでは十分に対応できていない側面が存在することを否定できない。

しかし、大学の専門研究者は、そのような脱法的な行為に該当する疑いがある場合において、「実務と理論とは異なる」または「商品開発上のイノベーションを妨げてはならない」といった類のまよかしの言辭に右往左往してはならない。事柄の本質を見極め、利益の真の流れを把握する努力を尽くし、適切な法的対応を検討しなければならない。そして、もしその行為が真に脱法行為である場合には、ためらうことなく、「それは、違法な脱法行為である」と断言すべきである。

一般に、商行為の目的は、営利である。営利を目的とする行為は、日本国憲法においても幸福追求権または財産権として保障されるべきものである。しかしながら、営利を目的とする法律行為は、常に適法行為でなければならない。適法行為でなければならないという一般的要件を全く無視した法解釈論、経済理論、経営理論もしくは会計理論は、無視されなければならない。

そして、このようなタイプの法的問題の検討は、商法学または企業法学の知見のみならず、会計学の知見も加え、必要に応じて、数学や情報処理関連分野も加味した総合的なものでなければならない。それは、資金洗浄及びテロリスト資金提供の犯罪捜査との関係においても、税務上の問題との関係においても、非常に大きな重要性をもつものである。今後の重要な検討課題の1つとすべきである。

（この参考訳を作成する際に考慮した事項）

「risk exposure」は、金融の分野においては、他の訳語もないわけではないが、一般に、「リスクエクスポージャー」とカタカナ表記する例が多い。

「risk exposure」は、人または人の属性を示す概念ではなく、金融資産に対する何らかのリスクの度合いを意味する。通常は、市場動向の影響等による金融資産の価格変動のリスクの度合いのことを指すものと理解されている。あるいは、そのようなリスクに晒されている金融資産の割合を意味する語として用いられることもあるようである。しかし、指令(EU) 2015/849 においては、金融資産と関連するリスク一般ではなく、当該資産が資金洗浄行為またはテロリスト資金提供行為の一部を構成するリスクの程度、または、当該資産が資金洗浄行為またはテロリスト資金提供行為のために用いられるリスクの程度を示すための概念として用いられている。

この参考訳においては、慣例に従い、「risk exposure」を「リスクエクスポージャー」とカタカナ表記することにした。

「politically exposed person (PEP)」は、人に対する評価または属性を示す概念である。一般に、「重要な公的地位を有する者」が定訳となっており、日本国の金融庁もこの訳語を用いている。

意味的には、例えば、予算担当の上級公務員や強い影響力を行使し得る政治家のような政府内または財当局等の業務遂行過程において（汚職として）資金洗浄に関するリスクの度合いの高い政治的立場をもつ者、または、（その立場や経歴等から）資金洗浄に関するリスクの度合いの高い政治的立場をもつ者ということを意味する（前文(31)～(33)、第3条(9)参照）。このような蓋然性を示唆し得るような直訳的な訳は、日本国においては、（一定の人々によって嫌われやすいものであるかどうか判然とはしないが）一般的には使用されていない。

しかし、欧米においては、むしろ、「権力をもつ者こそ非違行為や濫用のリスクが高いので、国民が権力をもつ者の動静を監視すべきである」という考え方のほうが強く、そのような考え方が民主主義の基底にあると一般に言われている。一般論としては、「権力」をもつ者がその権力を濫用する誘惑に常に晒されているということは、真実であると考えられる。現実には、古今の民主主義の存在しない国々の状況をみれば、そのような考え方の妥当性を理解し得る。また、これらの人々は、自ら進んでそうしようとする場合だけでなく、その地位や権力を犯罪者や支援者等から利用される結果となることも多々ある。このような場合、その者は、犯罪者のための間接正犯の道具として利用されていることもあり得る。そして、後者のような場合には、当の本人には犯罪行為を遂行しているという意識がないため、故意による汚職の場合よりも政治的に極めて面倒な問題を発生させやすい。このことも古今の実例が明瞭に

示すとおりである。人間の精神的な弱点を突く攻撃という観点からすると、そのような意味における人間の脆弱性は、司馬遷の『史記』の時代以前から今日に至るまで何も改善されていない。

しかし、人間は、過去を知ることによって人間の脆弱性を知り、理解し、現時点における防御措置を考えることはできる。それゆえ、どの時代においても古典の素養は重要である。為政者は、例えば、『自省録』を著し、「大秦国王安敦」（『後漢書』）としても知られるマルクス・アウレリウス・アントニヌス（Marcus Aurelius Antoninus）のように自らそれを学んで習得し、または、有能な側近（ブレーン）によって間接的にそれを得る。例えば、「アレキサンダー大王」として知られるアレクサンドロス 3 世（Ἀλέξανδρος Γ'）は、『政治学』や『形而上学』等を著したアリストテレス（Ἀριστοτέλης）を師としたと伝えられている。しかし、そのいずれももたない全く無知な為政者は、結局、国を亡ぼすことになる。

以上を踏まえた上で、この参考訳においては、慣例を尊重し、「politically exposed person」を「重要な公的地位を有する者」と訳すことにした。

「legal professionals」は、一般的には、弁護士、裁判官、検察官等の法曹資格をもつ者のことを指す。これらの者は、通常、「法律家」と呼ばれる。一般に、「法律家」は、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、行政書士のようなパラリーガルを含まない。しかし、指令(EU)2015/849においては、資金洗浄行為及びテロリスト資金提供行為との関係において、自らがその行為者となる場合、または、そのような行為の実行を支援するような助言を与えるような場合を想定してこの語を用いている。そのため、指令(EU)2015/849は、「legal professionals」として、弁護士のような法律家だけではなく、公認会計士のようなパラリーガルの職業にある者も想定していると考えられる。ただし、該当する具体的な職業の範囲は、各構成国の国内法によって定められるので、構成国によって異なっている可能性が高いことに十分留意すべきである。

また、大学法学部の教授は、日本国の法制の下においては、弁護士登録をした上で弁護士法の定めるところに従ってそれを行うのでない限り、業として法律相談に応ずることを禁止されており、世界の主要各国の法制も同様であるので、ここでいう「legal professionals」に含まれない。弁護士登録をした上で弁護士法の定めるところに従って法律相談等を行う弁護士は、法律上の厳重な守秘義務を負っており（前文(9)参照）、また、その義務の厳守のために、他の法的義務との抵触が生じ得るような場合には、合理的な調整または利益衡量が行われなければならない（前文(39)参照）。一般に、仮に大学教授が資金洗浄やテロリスト資金提供の助言をしたとすれば、その行為は、「legal professionals」としての守秘義務に基づく適用除外を受けることがなく、他の一般国民がテロリスト犯罪等の行為者となっている場合と同様、単純な犯罪行為として扱われる。

日本国の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の第2条第2項第43号は「弁護士」または「弁護士法人」を「特定事業者」に含めている。

以上の諸点を踏まえた上で、この参考訳においては、「legal professionals」を「法律専門職」と訳すことにした。

「directly comparable services」は、上記の「legal professionals」に準ずる立場にある職業のことを意味する。要するに、パラリーガルの中で、資金洗浄行為及びテロリスト資金提供行為に加担し、または、その助言を与え得るような職務のことを指す。

日本国の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の第2条第2項第44号は、「司法書士」または「司法書士法人」を、同項第45号は「行政書士」または「行政書士法人」を、同

項第46号は「公認会計士」または「監査法人」を、同項第47号は「税理士」または「税理士法人」を「特定事業者」に含めている。

この参考訳においては、とりあえず、「directly comparable services」を「直接的に同等なサービス」と訳すことにした。

「due diligence」は、そのまま「デューディリジェンス」とカタカナ表記される例が非常に多い。この参考訳においては、とりあえず、「due diligence」を「適正評価」と訳すことにした。

「obliged entities」は、日本国の犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の第2条第2項における「特定事業者」と同じものを意味すると解される。ただ、具体的な適用範囲が日本国法とEUの指令(及びそれを実装する構成国の国内法)とでは一致しているとは限らないこと、また、構成国によってそれらの職業にある者の法的権限・資格等が異なるため、守秘義務と関連する適用除外も構成国によって異なるものとなることに留意すべきである(前文(10)参照)。

この参考訳においては、とりあえず、「obliged entities」を「義務を負う機関」と訳すことにした。

「legal arrangements」は、文脈から、「法人格のある団体」のことを指すと解されるので、そのように訳すことにした。

「correspondent relationship」は、銀行取引の分野においては、海外送金等の際、顧客(correspondent)が代行決済機関との間で取引当事者となる関係(correspondent relationship)を構築するための契約を締結する際に用いられる概念である。一般に、「代行関係」等と訳されている。

この参考訳においては、「correspondent」を「顧客」と、「correspondent relationship」を「顧客関係」とそれぞれ訳すことにした。

「payable-through accounts」は、顧客関係(correspondent relationship)にある顧客(correspondent)の決済口座のことを意味する。「payable-through accounts」の意義について、米国の31 CFR 561.307は、「The term *payable-through account* means a correspondent account maintained by a U.S. financial institution for a foreign financial institution by means of which the foreign financial institution permits its customers to engage, either directly or through a subaccount, in banking activities usual in connection with the business of banking in the United States.」と定義している。

この参考訳においては、とりあえず、「payable-through accounts」を「顧客支払口座」と訳すことにした。

「ongoing monitoring」は、様々な手段により常時監視することを意味する。「日常的モニタリング」等と訳されることがある。

この参考訳においては、「ongoing monitoring」を「常時監視」と訳すことにした。

「fit and proper」は、会社法の分野において取締役の資質と関連する原則として知られているものを示している。実質的な意味内容としては、「社会的な信用を得ていること」を意味する。

この参考訳においては、とりあえず、「fit and proper」を「適格かつ適正」と訳すことにした。

「products」は、金融部門及び投資部門では一般に「商品」と訳されることが多いが、電子的な物的装置やコンピュータプログラム等を指すこともあるので、この参考訳においては、「製品」と訳すことにした。（訳出済みの関連法令等及び参考文献）

決済サービス指令(EU) 2015/2366 の参考訳は、法と情報雑誌3巻2号1～115頁にある。委員会委任規則(EU) 2017/2055 の参考訳は、法と情報雑誌3巻2号116～139頁にある。電子マネー指令2009/110/EC の参考訳は、法と情報雑誌2巻12号1～23頁にある。電子商取引指令2000/31/EC の参考訳は、法と情報雑誌3巻1号110～141頁にある。電子識別規則 (EU)No910/2014 の参考訳は、法と情報雑誌2巻10号147～196頁にある。指令(EU) 2017/1564 の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号27～41頁にある。指令2009/24/EC の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号51～62頁にある。2006/115/EC の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号63～76頁にある。指令2006/116/EC の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号77～87頁にある。指令2011/77/EU の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号88～90頁にある。指令2012/28/EU の参考訳は、法と情報雑誌2巻11号105～120頁にある。

EPPO 規則(EU) 2017/1939 の参考訳は、法と情報雑誌3巻1号1～91頁にある。指令(EU) 2017/1371 の参考訳は、法と情報雑誌3巻1号92～109頁にある。指令(EU) 2017/541 の参考訳は、法と情報雑誌2巻8号1～29頁にある。決定2009/917/JHA の参考訳は、法と情報雑誌2巻2号1～30頁にある。警察指令 (EU) 2016/680 の参考訳は、法と情報雑誌2巻1号41～140頁にある。理事会枠組み決定2008/977/JHA の参考訳は、法と情報雑誌2巻1号141～169頁にある。理事会枠組み決定2002/475/JHA の参考訳は、法と情報雑誌2巻5号71～85頁にある。NIS 指令(EU)2016/1148 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻8号120～163頁にある。サイバーセキュリティ通知 JOIN(2017) 450 final の参考訳は、法と情報雑誌2巻12号113～147頁にある。ハイブリッドな脅威報告書(JOIN (2017) 30) の参考訳は、法と情報雑誌2巻8号91～119頁にある。

一般データ保護規則 (EU)2016/679 の参考訳は、法と情報雑誌2巻5号188～331頁にある。個人データ保護指令95/46/EC の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻5号332～365頁にある。規則(EC) No 45/2001 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻5号111～146頁にある。e プライバシー指令2002/58/EC の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻5号158～187頁にある。e プライバシー指令2002/58/EC の改正案の参考訳は、法と情報雑誌2巻4号195～248頁にある。指令97/66/EC の参考訳は、法と情報雑誌1巻5号66～83頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、同参考訳の冒頭部分に掲記した各文献のほか、亀本洋『法哲学』（成文堂、2011）、藤瀬裕司『総解説 証券化ヴィークルの法務と実務』（日本経済新聞出版社、2009）、岡崎正江「マネー・ロンダリング規制と税務行政」税大論叢 47号 229～309頁（2005）、杉浦保友「企業不正行為と司法取引—英国と米国の訴追延期合意 (Deferred Prosecution Agreement) 制度の導入経緯—」日本大学法科大学院法務研究 14号 35～58頁（2017）、加藤浩「【EU】マネーロンダリング・テロ資金供与の防止対策の強化」外国の立法 263-1号 DOI:10.11501/9218615（2015）、Marie Kuntz, Conceptualising Transnational Corporate Groups for International Criminal Law, Nomos (2017)、Leo P. Martinez & Douglas R. Richmond, Cases and Materials on Insurance Law (Eighth Edition), West Academic publishing (2018)、Lucia Serena Rossi & Federico Casolari (Eds.), The Principle of Equality in EU Law, Springer (2017)を参考にした。

**資金洗浄またはテロリスト資金提供の目的のための金融システムの利用の防止に
関する、並びに、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 648/2012 を改正し、欧州議会
及び理事会の指令 2005/60/EC 及び委員会指令 2006/70/EC を廃止する
欧州議会及び理事会の 2015 年 5 月 20 日の指令(EU) 2015/849**

欧州議会及び欧州連合の理事会は、
欧州連合の機能に関する条約、及び、とりわけ、その第 114 条に鑑み、
欧州委員会からの提案に鑑み、
立法案を構成国の議会に送付した後、
欧州中央銀行の意見書に鑑み¹、
欧州経済社会委員会の意見書に鑑み²、
通常の立法手続に従って審議³、
以下のとおりであるので、この指令を採択する。

- (1) 違法な金銭の流れは、金融部門の完全性、安定性及び評判を毀損し得るものであり、欧州連合の域内市場及び国際的な発展を脅威に晒し得るものである。資金洗浄、テロリスト資金提供及び組織犯罪は、依然として、欧州連合レベルで対応されなければならない重大な問題である。欧州連合のレベルにおける刑事法上のアプローチの更なる発展に加え、資金洗浄及びテロリスト資金提供の目的のための金融システムの利用を集中的かつ比例的に防止することは、不可欠のものであり、かつ、補足的な結果を産み出し得る。
- (2) 与信機関及び金融機関の健全性、完全性及び安定性、並びに、金融システムにおける機密性は、全体として、犯罪収益の源泉を隠蔽し、または、テロリスト目的のために適法な金銭もしくは違法な金銭を通過させようとする犯罪者及びその仲間の努力によって、深刻に、脅威に晒され得る。彼らの犯罪活動を容易にするために、資金洗浄者及びテロリズム資金提供者は、欧州連合の統合された金融領域に伴う資本の移動の自由及び金融サービス提供の自由を利用しようと試み得る。それゆえ、欧州連合のレベルにおいて、一定の統括的な措置が必要となる。それと同時に、犯罪から社会を保護し、欧州連合の金融システムの安定性及び完全性を保護する目的は、企業が、不適切な法令遵守費用を負担することなくそれらの企業の事業を成長させることができる法の環境をつくり出す必要性とバランスのとれたものでなければならない。
- (3) この指令は、資金洗浄の脅威に対応するための 4 番目の指令である。理事会指令 91/308/EEC⁴

¹ OJ C 166, 12.6.2013, p.2.

² OJ C 271, 19.9.2013, p. 31.

³ 欧州議会の 2014 年 3 月 11 日付け意見書(官報未登載)及び 2015 年 4 月 20 日の第 1 読会における理事会の意見書(官報未登載)。欧州議会の 2015 年 5 月 20 日付けの意見書(官報未登載)。

⁴ 資金洗浄の目的のための金融システムの利用の防止に関する 1991 年 6 月 10 日の理事会指令 91/308/EEC(OJ L 166, 28.6.1991, p.77)

は、薬物犯罪のための資金洗浄を定義し、金融部門に対してのみ義務を課した。欧州議会及び理事会の指令 2001/97/EC¹は、適用される犯罪並びに適用される職業及び活動の幅の両者に開し、指令 91/308/EEC の適用範囲を拡大した。2003年6月、金融活動作業部会(FATF)は、テロリスト資金提供を適用対象とするためにその勧告を改訂し、顧客の識別及び確認、より高度な資金洗浄またはテロリスト資金提供のリスクが措置の拡大を正当化し得る場合の状況、そしてまた、リスクの軽減がより厳格ではない管理策を正当化し得る状況と関連する要件をより詳細に定めた。これらの修正は、欧州議会及び理事会の指令 2005/60/EC²及び委員会指令 2006/70/EC³に反映された。

- (4) 資金洗浄及びテロリスト資金提供は、しばしば国際的な場で行われる。国際的な共同活動及び協力活動を考慮に入れない国内レベルのみで採択される措置は、極めて限定的な有効性しかもたず、欧州レベルで採択される措置でさえ、そうである。それゆえ、この分野において欧州連合によって採択される措置は、国際的な場で行われる他の活動と互換性のあるものでなければならず、少なくとも、同程度に厳格なものでなければならない。欧州連合の活動は、とりわけ、FATF 勧告、並びに、資金洗浄及びテロリスト資金提供との闘いにおいて活動している他の国際組織の文書を考慮に入れ続けなければならない。資金洗浄及びテロリスト資金提供との闘いの効果を強化するため、欧州連合の関連法令は、それが適切なときは、2012年2月に FATF によって採択された資金洗浄並びにテロリズム資金の提供及び拡散との闘いに関する国際基準(「改訂 FATF 勧告」)に揃えられなければならない。
- (5) 更に、違法な金銭または適法な金銭をテロリズムの目的で通過させるための金融システムの濫用は、金融システムの完全性、適正な稼働、評判及び安定性に対する明瞭なリスクを示すものである。従って、この指令に定める防止措置は、重大犯罪から得られた金銭の操作及びテロリスト目的のための金銭または財産の収集に対処しなければならない。
- (6) 大きな額の現金決済の利用は、資金洗浄及びテロリスト資金提供にとって高度に脆弱である。そのような現金決済によって示されるリスクに対する警戒心を向上させ、そのリスクを低減させるために、物品の取引を行う者は、10000 ユーロ以上の現金決済を行い、または、その決済を受ける限り、この指令の適用を受けるものとしなければならない。構成国は、より低い閾値、現金の使用に対する追加的な一般的制限、及び、より厳格な条項を採択できるものとしなければならない。
- (7) 電子マネー製品の利用は、銀行口座の代用物であると考えられるようになってきており、そのことは、欧州議会及び理事会の指令 2009/110/EC⁴に定める措置に加え、それらの製品を資金洗浄禁

¹ 資金洗浄の目的のための金融システムの利用の防止に関する理事会指令 91/308/EEC を改正する欧州議会及び理事会の指令 2001/97/EC(OJ L 344, 28.12.2001, p.76)

² 資金洗浄及びテロリスト資金提供の目的のための金融システムの利用の防止に関する欧州議会及び理事会の 2005年10月26日の指令 2005/60/EC(OJ L 309, 25.11.2005, p. 15)

³ 重要な公的地位を有する者の定義、簡素化された顧客適正評価手続のための技術的基準、及び、偶発的または極めて限定された条件下で行われる金融活動の根拠の適用除外のための技術的基準に関し、欧州議会及び理事会の指令 2005/60/EC の実装を定める 2006年8月1日の委員会指令 2006/70/EC(OJ L 214, 4.8.2006, p.29)

⁴ 電子マネー機関の業務の開始、遂行及び健全性監督、指令 2005/60/EC 及び 2006/48/EC の改正並びに指令 2000/46/EC の廃止に関する欧州議会及び理事会の 2009年9月16日の指令 2009/110/EC(OJ L 267, 10.10.2009, p.7)

止及びテロリズム資金提供への対抗の義務(AML/CFT)に服させることを正当化するものである。しかしながら、一定の明らかに低リスクの状況において、かつ、厳格なリスク低減条件の下で、構成国は、処理の監視または企業関係の監視からの適用除外ではなく、顧客及び受益者の識別及び確認のような、一定の顧客適正評価措置から、電子マネー製品を適用除外とすることが認められるものとしなければならない。リスク低減措置は、専ら物品またはサービスの購入のために使用される電子マネー製品を適用除外とする要件、及び、電子的に記録保存される額を AML/CFT の規則の回避を排除するのに十分なだけの低額とする要件を含めなければならない。そのような適用除外は、第 15 条に従い、より低いリスクを示す他の電子マネー製品に簡易顧客適正評価措置を、義務を負う機関に適用できるようにする裁量権を構成国に与えることを妨げてはならない。

- (8) この指令に服する義務を負う機関に関し、不動産仲介事業者は、それが適用可能なときは、不動産賃貸仲介業者に含めて理解され得る。
- (9) 構成国によって定義される法律専門職は、税法上の助言を与える場合を含め、犯罪活動の収益の資金洗浄の目的またはテロリスト資金の目的のためにそれらの法律専門職のサービスが濫用される大きなリスクのある金融業務または企業業務に関与する場合、この指令に服さなければならない。しかしながら、訴訟手続の前、その間もしくはその後で得られた情報、または、顧客の法的立場を確認する過程において得られた情報を通報すべき義務は、適用除外とされなければならない。それゆえ、その法律専門職が資金洗浄またはテロリスト資金提供に加担している場合、その法的助言が資金洗浄またはテロリスト資金提供の目的のために与えられる場合、または、その顧客が資金洗浄またはテロリスト資金提供の目的のために法的助言を求めていることをその法律専門職が認識している場合を除き、法的助言は、職業上の守秘義務に服するままとされなければならない。
- (10) 直接的に同等なサービスは、この指令の適用のある職業のいずれかが提供される場合と同じように扱われる。欧州連合基本権憲章(「憲章」)によって保障された諸権利の尊重を確保するため、幾つかの構成国においては、訴訟手続の中で顧客を弁護もしくは代理する資格を与えられ、または、顧客の法的地位を確認する資格を与えられている会計監査人、外部会計監査人及び税理士の場合、それらの者の職務の遂行中に彼らが得た情報は、この指令に定める通報義務に服するものとされてはならない。
- (11) 改訂 FATF 勧告に沿って、直接及び間接に税と関連する「税犯罪」が、この指令における「犯罪活動」の広い定義に包含されることを明示で強調することは、重要なことである。異なる税犯罪が、各構成国において、この指令の第 3 条(4)(f)に示す制裁によって処罰される「犯罪活動」を構成するように指定され得ることに鑑み、税犯罪の国内法上の定義は、多様なものとなり得る。構成国の国内法における税犯罪の定義の整合化は求められないが、構成国は、その構成国の国内法に基づき最大限可能な範囲で、EU の金融情報機関(FIU)の間の情報交換または支援の提供を認めなければならない。
- (12) 法人に対する支配権または管理権を行使する自然人を識別する必要がある。効果的な透明性を確保するために、構成国は、その構成国の領土内で設立され、または、それ以外の仕組みで創設された法人を、可能な限り広い範囲で把握することを確保しなければならない。特定の割合の株式または保有の利益があるという判断は、自動的に、実質的支配者の判断に帰結するわけではないが、それは、考慮に入れられるべき他の証明手段となる要素の中の 1 つとすべきである。しかしながら、構成国は、低い割合が保有または管理の徴候となることがあり得ると判断できるも

のとしなければならない。

- (13) 実質的支配者を識別すること及び確認することは、それが関連するときは、別の法人を保有する法人、及び、保有関係を介して、または、顧客である法人の別の手段を介して、決定的な支配を行う自然人を探索しなければならない義務を負う機関にまで拡大されなければならない。就中、別の手段を介する支配は、株主の同意、大きな影響力の行使、または、最高経営責任者の任命権限を通じて行われる場合のような、統合された連結財務諸表の作成の目的のために用いられる支配の基準を含めることができる。ある法人を最終的に支配する自然人、または、支配を及ぼす自然人を識別できない場合があり得る。そのような例外的な場合、義務を負う機関は、他の全ての識別手段が尽きた後であり、かつ、疑うべき根拠が全くないことを条件として、最高経営責任者である者を実質的支配者であると判断し得る。
- (14) 実質的支配者に関する情報を正確かつ最新のものとする必要性は、追跡しなければ会社の組織構造の陰に彼らの同一性を隠し得るかもしれない犯罪者を追跡する上で、鍵となる要素の1つである。それゆえ、構成国は、国内法に従ってその構成国の領土内で設立された組織が、会社の名称及び住所並びに設立及び法律上の保有関係の証明書のような基本的な情報に加え、その組織の実質的支配者に関する十分、正確かつ最新の情報を獲得し、適切に保管することを確保しなければならない。法人格の濫用と闘うための透明性を拡大するという観点から、構成国は、欧州連合の法律を全て遵守して、実質的支配者の情報が会社の外にある中央登録所に記録保存されることを確保しなければならない。この目的のために、構成国は、実質的支配者の情報を収集する中央データベース、または、事業者登録簿、または、その他の中央登録簿を使用できる。構成国は、義務を負う機関が、登録簿を埋めることに責任を負うことを定めることができる。構成国は、全ての場合において、その情報が職務権限を有する機関及び FIU に利用可能なものとされ、かつ、義務を負う機関が顧客適正評価措置を行う場合、その情報が義務を負う機関に提供されることを保証しなければならない。構成国は、それらの者以外の、資金洗浄、テロリスト資金提供、並びに、汚職、税犯罪及び詐欺のような関連する前提犯罪に関する正当な利益を証明する者が、データ保護法令に従い、実質的支配者情報へのアクセスを認められることも確保しなければならない。正当な利益を証明できる者は、保有利益の性質及び範囲に関し、その概ねの数量を示す情報へのアクセスをもつものとしなければならない。
- (15) この目的のために、構成国は、国内法に基づき、この指令に基づいて定められるアクセスよりも広いアクセスを認めることができるものとしなければならない。
- (16) 実質的支配者に関する情報への適時のアクセスは、関係する会社への情報漏洩のリスクを避けるような方法で確保されなければならない。
- (17) 異なるタイプの法形式の中で一定の場を確保するため、信託会社も、実質的支配者情報を獲得し、保有し、顧客適正評価措置を行う義務を負う機関に対して提供し、並びに、中央登録所または中央データベースにその情報を送信することを要求されなければならない。また、信託会社は、義務を負う機関に対し、その地位を開示しなければならない。信託と類似する財団及び法人格のある団体のような法主体は、均等な義務に服するものとしなければならない。
- (18) この指令は、義務を負う機関のインターネット上で遂行される活動に対しても適用される。
- (19) 新たな技術は、企業及び顧客に対して時間を節約し、コストを節約するソリューションを提供し、そして、それゆえに、リスクを評価する際に考慮に入れられなければならない。職務権限を有する機関及び義務を負う機関は、資金洗浄の新たな方法及び革新的な方法との闘いにおいて、先

見的でなければならない。

- (20) 欧州復興開発銀行の総務会内の欧州連合代表は、この指令の実装を推進し、かつ、その Web サイト上で、この指令に影響を与え得る手続の細目を含め、AML/CFT 基本方針を公表する。
- (21) 犯罪活動の収益を洗浄するためのギャンブラー部門のサービスの利用が懸案事項となっている。ギャンブラーサービスと関連するリスクを低減させるため、この指令は、高度なリスクを示すギャンブラーサービスのプロバイダに対し、1回の賭け額が2000ユーロ以上の場合、顧客適正評価措置を提供すべき義務を定めるものとしなければならない。構成国は、義務を負う機関が、獲得賞金の収集に対し、ギャンブラーチップの購入及び交換を含め、資金を賭けることに対し、または、その両者に対し、同じ閾値を適用することを確保しなければならない。カジノやギャンブラーハウスのような物理的な場所におけるギャンブラーサービスの提供は、それがその施設の入口で行われる場合、顧客適正評価が、その施設で顧客によって行われる取引と連携されることを確保しなければならない。ただし、明らかに低リスクの状況においては、構成国は、この指令に定める義務の全部または一部から一定のギャンブラーサービスを除外できるものとしなければならない。構成国による適用除外の利用は、厳格に限定され、かつ、正当化される状況にあり、かつ、資金洗浄またはテロリスト資金提供のリスクが低い場合においてのみ、考慮されなければならない。そのような適用除外は、適用可能な取引の脆弱性の程度も判断する特別のリスク評価に服するものとしなければならない。それらは、欧州委員会に対し、通知されなければならない。そのリスク評価において、構成国は、国家を超えるリスク評価の枠組み内において欧州委員会から発せられる報告書の中にある関連判断をどのように考慮に入れたかを示さなければならない。
- (22) 資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクは、全ての場合において同じではない。従って、全体的でリスクベースのアプローチが用いられなければならない。リスクベースのアプローチは、構成国及び義務を負う機関にとって、不適正に許容される選択肢ではない。それは、欧州連合が直面している資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクに的を絞るための証拠に基づく意思決定を用いること、並びに、それがより効果的である範囲内でそれらを運用することを含む。
- (23) リスクベースのアプローチを支援することは、構成国及び欧州連合にとって、それらが直面する資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクを識別し、理解し、そして、低減させるために、必要なことである。リスクの識別のための国家を超えるアプローチの重要性は、国際的なレベルで認識されたものであり、そして、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 1093/2010¹によって設置された欧州の監督機関(欧州銀行機関)(EBA)、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 1094/2010²によって設置された欧州の監督機関(欧州保険企業年金監督機関)(EIOPA)、並びに、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 1095/2010³によって設置された欧州の監督機関(欧州証券市場監督機関)

¹ 欧州の監督機関(欧州銀行機関)を設置し、決定 No 716/2009/EC を改正し、及び、委員会決定 2009/78/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2010 年 11 月 24 日の規則(EU) No 1093/2010(OJ L 331, 15.12.2010, p.12)

² 欧州の監督機関(欧州保険企業年金監督機関)を設置し、決定 No 716/2009/EC を改正し、及び、委員会決定 2009/79/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2010 年 11 月 24 日の規則(EU) No 1094/2010(OJ L 331, 15.12.2010, p.48)

³ 欧州の監督機関(欧州証券市場監督機関)を設置し、決定 No 716/2009/EC を改正し、及び、委員会決定 2009/77/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2010 年 11 月 24 日の規則(EU) No 1095/2010(OJ L 331, 15.12.2010, p.84)

(ESMA)は、欧州連合の金融部門を害するリスクに関し、その共同委員会を通じて、意見書を発する職務をもつものとしなければならない。

- (24) 欧州委員会は、域内市場を害し得る特定の国境を越える脅威及び個々の構成国によっては識別され得ず、効果的に闘われ得ない特定の国境を越える脅威を十分に見直している。それゆえ、欧州委員会は、国境を越える活動と関連するリスクの評価を統括するための責任を委任されなければならない。資金洗浄及びテロリスト資金提供に関する専門家グループ及びFIUからの代表、並びに、それが適切なときは、欧州連合レベルの組織からの代表のような、関連専門家が関与することは、そのプロセスの有効性のために重要なことである。国内のリスク評価及び経験も、そのプロセスのための重要な情報源の1つである。そのような欧州委員会による国境を越えるリスクの評価は、個人データの処理を含めてはならない。いかなる場合においても、データは、全て匿名化される。国内データ保護監督機関及び欧州連合のデータ保護監督機関は、資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクの評価が、個人のプライバシー及びデータ保護に対して影響をもつ場合においてのみ、関与するものとしなければならない。
- (25) リスク評価の結果は、それが適切なときは、義務を負う機関が、それらの機関自身のリスクを識別し、理解し、管理し、そして、低減させることができるようにするため、適時の方法で、義務を負う機関に対して利用可能なものとされなければならない。
- (26) 加えて、欧州連合におけるリスクをより大きな段階で識別し、理解し、管理し、そして、低減させるために、構成国は、その構成国のリスク評価の結果を、相互に、欧州委員会に対し、そして、EBA、EIOPA 及び ESMA（「ESA」）に対し、利用可能なものとしなければならない。
- (27) この指令を適用する際、その適用範囲内にある小規模な義務を負う機関の特性及び必要を考慮に入れること、そして、それらの機関の特別の必要性及びその事業の性質にとって妥当な取り扱いを確保することが適切である。
- (28) 欧州連合の金融システムの適正な稼働及び域内市場の適正な稼働を資金洗浄及びテロリスト資金提供から防護するために、欧州連合の機能に関する条約(TFEU)の第 290 条に従い、それらの国の国内 AML/CFT 制度における戦略上の不備をもつ第三国（「ハイリスク第三国」）を識別するための行為を採択する権限は、欧州委員会に委任されなければならない。資金洗浄及びテロリスト資金提供の脅威の可変的な性質は、技術及び犯罪者が自由に使える手段の恒常的な技術革新によって促進されるものであり、既存のリスクに効果的に対応し、新たに生ずるリスクを防止するために、ハイリスク第三国と関連する法的枠組の迅速かつ継続的な修正が継続して行われることを必要とする。欧州委員会は、FATF の公式声明、相互評価もしくは詳細な評価報告書または公刊された事後措置報告書のような、AML/CFT の分野における国際機関及び基準設定機関からの情報を考慮に入れなければならない。また、それが適切なときは、その変化にその評価を適応させなければならない。
- (29) 構成国は、少なくとも、欧州委員会によって識別されたハイリスク第三国の自然人またはその第三国内で設立された法人を取り扱う際に義務を負う機関によって適用される拡大顧客適正評価措置を定めなければならない。そのようなハイリスク第三国内で設立された第三者に対する委託も禁止されなければならない。リストに含まれていない国は、効果的な AML/CFT 制度をもつものと自動的に判断してはならず、ハイリスク第三国の自然人またはその第三国内で設立された法人は、リスク感応型ベースで評価されなければならない。
- (30) リスクそれ自体は、その性質上、可変的なものであり、また、その可変性は、それ自体として、また

は、組み合わせにより、示される潜在的なリスクを増大または軽減させ、そして、顧客適正評価措置のような予防措置の適正なレベルに影響をもつものである。それゆえ、拡大適正評価措置が適用されなければならない状況と、簡易適正評価措置が適切であり得るような別の状況とが存在する。

- (31) 一定の状況が、資金洗浄またはテロリスト資金提供のより大きなリスクを示すことが認識されなければならない。全ての顧客の同一性及び企業プロフィールが確立されなければならないとしても、とりわけ厳格な顧客識別子及び確認手続が要求される場合が存在する。
- (32) このことは、欧州連合内または国際的に重要な公的権限をもつ個人、もしくは、その権限を持っていた個人との関係、または、とりわけ、広範に汚職が行われている国々からの個人との関係においては、真である。そのような関係は、金融部門に対し、とりわけ、評判上または法律上の重大なリスクを示し得る。汚職と闘うための国際的な努力もまた、そのような者に対して特別の注意を払うべき必要性、そして、国内の重要な公的権限を委ねられている者、もしくは、その権限を委ねられていた者との関係、または、国際機関における枢要な地位にある者との関係において、適切な拡大顧客適正評価措置を適用すべき必要性を正当化する。
- (33) 重要な公的地位を有する者と関連する義務は、予防的なものであり、犯罪的な性質をもつものではなく、そして、犯罪活動に関与しているものとして重要な公的地位を有する者を服役させるものであると解釈してはならない。単に、彼または彼女が重要な公的地位を有する者であるとの判断のみに基づき、その者との取引関係を拒絶することは、この指令及び改訂 FATF 勧告の字義及び精神に反する。
- (34) 取引関係を構築するために最高経営責任者から承認を得ることは、全ての場合において、取締役会からの承認を得ることを意味しない。そのような承認は、その機関の資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクエクスポージャーの十分な知識及びそのリスクエクスポージャーに影響を及ぼす決断をするための十分な経験をもつ誰かによって与えられ得るものとしなければならない。
- (35) 企業活動における遅延と非効率を導くような顧客個人識別手続の繰り返しを避けるため、適切な安全性確保措置に服するものとして、どこか別のところでその個人識別が行われた個人が、義務を負う機関に対して紹介されるようにすることが適切である。義務を負う機関が第三者に委託する場合、顧客適正評価についての最終的な責任は、その顧客が紹介される義務を負う機関にあるものとすべきである。その第三者またはその顧客を紹介した者は、この指令の適用を受ける顧客と関係をもつ範囲内で、疑わしい取引を通報し、記録を保管すべき義務を含め、この指令の遵守のためのそれらの者自身の責任も維持しなければならない。
- (36) 義務を負う組織とこの指令の適用を受けない外部者との間の契約ベースの代理関係またはアウトソース関係の場合、義務を負う組織の側のものとしてのそれらの代理人またはアウトソース先サービスプロバイダに対する AML/CFT 義務は、この指令から生ずるものではなく、当事者間の契約から生じ得るものである。それゆえ、この指令を遵守すべき責任は、基本的に、その義務を負う機関にあるものとすべきである。
- (37) 全ての構成国は、資金洗浄及びテロリスト資金提供を防止し、これと闘うために、疑わしい取引とその背後にある犯罪活動との間の関連性を確定する目的でその FIU が受領する情報を収集し、それを解析する運用上の独立性及び自律性をもつ FIU をもち、または、それを設置しなければならない。運用上の独立性及び自律性をもつ FIU は、特定の情報を解析し、要求し、そして、配布するための自律的な決定を含め、その機能を自由に行使することができる権限と能力をもつこ

とを意味するものとしなければならない。疑わしい取引、並びに、資金洗浄、関連する前提犯罪及びテロリスト資金提供と関連するその他の情報は、FIU に対して通報されなければならない。それらは、その受領、解析及び配布のための中央国内ユニットとして、職務権限を有する機関に対し、その解析結果を提供しなければならない。取引の試みを含め、全ての疑わしい取引は、その取引の額に拘らず、通報されなければならない。通報される情報は、閾値ベースの情報をも含め得る。

- (38) 疑わしい取引の遂行に対する一般的な禁止からの特例により、義務を負う機関は、そのように行うことを控えることが不可能である場合、または、資金洗浄もしくはテロリスト資金提供の遂行である疑わしい行為の受益者を追跡するための努力を頓挫させるおそれがある場合、職務権限を有する機関に対して情報提供する前に、疑わしい取引を実行できるものとしなければならない。ただし、このことは、関連する国連安全保障理事会決議に従い、テロリスト、テロリスト組織またはテロリズムに資金提供する者の資金またはそれ以外の資産を遅滞なく凍結すべき構成国によって受諾された国際的な義務を妨げてはならない。
- (39) 一定の義務を負う機関に関し、構成国は、FIU に代わって最初の段階で情報提供を受ける機関として、適切な自主規制団体を指定することができるものとしなければならない。欧州人権裁判所の判例法に従い、自主規制団体への最初の段階における通報という制度は、法律専門職に適用される通報義務のための重要な安全性確保措置を構成するものである。構成国は、守秘義務、秘密及びプライバシーの保護を達成するための手段及び方法を定めなければならない。
- (40) 構成国がそのような自主規制団体の指定を決定する場合、構成国は、その顧客の法的地位の確認の過程において、または、その訴訟手続の提起もしくは回避に関する助言を提供する場合を含め、その情報がその訴訟手続の前、その間、もしくは、その後を受領し、もしくは、得られたものであるかどうかを問わず、その顧客が当事者となっている訴訟手続もしくはその顧客が関係している訴訟手続を弁護または代理する職務の遂行において、その情報がそのような団体の顧客のいずれかから受領したもの、または、その顧客に関して獲得したものである場合、そのような団体が、そのような団体によって代表される者から得た情報を FIU に対して送付しないことを求め、または、送付しないことを要求できる。
- (41) 資金洗浄の疑いを通報した経営者が脅威または敵意ある行為の対象とされた多数の事例が存在する。この指令は、構成国の司法手続に介入するものであってはならないが、AML/CFT システムの有効性を確保するために、その問題への対応が行われることが肝要である。構成国は、この問題に留意し、そして、経営者及び義務を負う機関の代表者を含め、そのような脅威または敵意ある行為から個人を保護するため、そして、とりわけ、彼らの個人データの保護の権利に関し、及び、効果的な司法上の保護及び代理の権利に関し、国内法に従い、そのような者に対する適切な保護を提供するため、構成国が行うことのできる全てを尽くさなければならない。
- (42) 国内法に国内法化されたものとしての欧州議会及び理事会の指令 95/46/EC¹は、この指令の目的のための個人データの処理に適用される。欧州議会及び理事会の規則(EC) No 45/2001²は、この指令の目的のための欧州連合の機関及び組織による個人データの処理に適用される。資金

¹ 個人データの処理と関連する個人の保護及びそのデータの支障のない移転に関する欧州議会及び理事会の 1995 年 10 月 24 日の指令 95/46/EC(OJL 281, 23.11.1995, p.31)

² 欧州共同体の機関による個人データの処理と関連する個人の保護並びにそのデータの支障のない移転に関する欧州議会及び理事会の 2000 年 12 月 18 日の規則(EC) No 45/2001(OJL 8, 12.1.2001, p.1)

洗浄及びテロリスト資金提供に対する闘いは、全ての構成国によって、重要な公共の利益の法的根拠の1つとして認識されている。この指令は、理事会枠組み決定2008/977/JHA¹を含め、国内法に実装されたものとしての刑事における司法共助及び捜査共助の枠組み内で処理される個人データの保護を妨げない。

- (43) この指令を改訂 FATF 勧告に揃えることは、欧州連合の法律、とりわけ、欧州連合のデータ保護法、及び、憲章に掲げられている基本的な権利の保護を全て遵守して行われる。この指令の実装の一定の側面は、データの収集、解析、記録保存及び共有を含む。そのような個人データの処理は、この指令に定める目的のためにのみ、かつ、顧客適正評価の実施、普通ではない取引及び疑わしい取引の常時監視、調査及び通報、法人または法人格をもつ団体の実質的支配者の識別、重要な公的地位を有する者の識別、職務権限を有する機関による情報共有、並びに、与信機関、金融機関及びそれ以外の義務を負う機関による情報共有のような、この指令に基づいて要求される活動のためにのみ、許容されるものとしなければならない。義務を負う機関による個人データの収集及びその後の処理は、この指令の義務を遵守する目的のために必要なものに限定されなければならない。かつ、個人データは、その目的と適合しない方法により、別の目的のために処理されてはならない。とりわけ、商業目的のための別の目的による個人データの処理は、厳格に禁止される。
- (44) 改訂 FATF 勧告は、資金洗浄及びテロリスト資金提供の防止、検知または捜査の目的のための職務権限を有する機関からの情報提供の要請に対して全面的に協力し、かつ、迅速にそれを遵守できるようにするため、義務を負う機関が、少なくとも5年間、顧客適正評価措置を介して得た必要な情報及び取引の記録を保管しなければならないことを指示している。異なるアプローチを避けるため、並びに、個人データの保護と関連する義務及び法的安定性を満足させるため、そのデータ保存期間は、取引関係の終了の時または臨時的な関係の終了の時から5年間と定められなければならない。しかしながら、資金洗浄及びテロリスト資金提供の防止、検知または捜査の目的のために必要があるときは、その必要性及び比例性の評価を行った上で、構成国は、現在進行中の犯罪捜査及び刑事手続に適用される証拠に関する国内刑事法を妨げることなく、5年を超えない追加期間で、更に記録の保存を認め、または、これを要求できるものとしなければならない。構成国は、データの安全性を確保するため、特別の安全性確保措置を設けることを要求しなければならない。また、定められた者、定められた類型の者または機関のみが、保存されたデータへのアクセスをもつことを定めなければならない。
- (45) この指令を構成国の国内法規範へと国内法化するための期間内における適切で効率的な司法運営の目的のために、そして、その法規範と国内手続法とが円滑に相互作用できるようにするために、この指令の発効の日までの間に構成国で行われた資金洗浄またはテロリスト資金提供であり得る行為の防止、検知または捜査の目的のために進行中の司法手続と関係する情報及び文書は、その発効日から5年間は保存されなければならない。かつ、その期間を更に5年間延長し得るものとされなければならない。
- (46) データ主体によるデータへのアクセスの権利は、この指令の目的のために処理される個人データに適用される。しかしながら、疑わしい取引と関係する情報へのデータ主体によるアクセスは、資金洗浄及びテロリスト資金提供に対する闘いの有効性を深刻に損ない得るものである。それゆ

¹ 刑事における司法共助及び捜査共助の枠組み内で処理される個人データの保護に関する2008年11月27日の理事会枠組み決定2008/977/JHA(OJ L 350, 30.12.2008, p.60)

え、指令 95/46/EC の第 13 条に従い、及び、それが関連するときは、規則(EC) No 45/2001 の第 20 条に従い、その権利の適用除外及び制限が正当化され得る。そのデータ主体は、指令 95/46/EC の第 28 条に示す監督機関、または、それが関連するときは、欧州データ保護監督官が、その処理の適法性を確認することを求める権利、並びに、同指令の第 22 条に示す司法救済を求める権利をもつ。指令 95/46/EC の第 28 条に示す監督機関は、職権ベースにおいても行動できる。アクセスの権利の制限を妨げることなく、その監督機関は、そのデータ主体に対し、その監督機関によって必要な全ての確認が行われたことについて、及び、当の処理の適法性に関する結果について、情報提供できるものとしなければならない。

- (47) 紙の文書を電子データに変換するだけであり、かつ、与信機関または金融機関との契約に基づいて行動する者、与信機関または金融機関に対して送金のためのメッセージ送信またはそれ以外の補助システムのみを提供し、または、支払決算システムのみを提供する者は、この指令の適用範囲内にはない。
- (48) 資金洗浄及びテロリスト資金提供は、国際的な問題であり、そして、それらとの闘いの努力は、グローバルなものでなければならない。欧州連合の与信機関及び金融機関が、その領域における義務が構成国の義務よりも厳格ではない第三国内に所在する支店または子会社をもつ場合、それらの機関は、その機関またはその機関グループ内で非常に異なる基準が適用されることを避けるため、それらの支店または子会社に対し、欧州連合の基準を適用しなければならず、かつ、そのような基準の適用が不可能な場合、ホーム構成国の職務権限を有する機関に対し、そのことを通知しなければならない。
- (49) それらの機関が提供する疑わしい取引の通報の有用性に関するフィードバック及び事後措置は、それが実際的であるときは、義務を負う機関に対して利用可能なものとされなければならない。それを可能なものとするため、並びに、資金洗浄及びテロリスト資金提供に対する構成国の制度の有効性を見直すため、構成国は、関連統計を維持し、その品質を向上させなければならない。欧州連合レベルで収集される統計データの品質及び一貫性を更に拡大させるため、欧州委員会は、資金洗浄及びテロリスト資金提供に対する闘いに関する欧州連合内の状況の追跡調査を維持しなければならず、かつ、定期的に、その概要を公表しなければならない。
- (50) 構成国が、その構成国の領土内において支店以外の形態で設立されており、かつ、その主たる事業所が別の構成国内に所在する電子マネー発行者及び決済サービスプロバイダに対し、その構成国の領土内に中央連絡場所を指定することを要求する場合、それらの構成国は、指定を行う機関の代わりに行動するそのような中央連絡場所がその事業所の AML/CFT 法令を遵守することを確保しなければならない。それらの構成国は、それらの義務が、関連する監督を容易なものとするを含め、AML/CFT 法令を遵守するという目的を達成するために必要なところと比例的であり、かつ、それを越えることがないことも確保しなければならない。
- (51) 職務権限を有する機関は、両替所、小切手現金交換所、信託サービスプロバイダまたはギャンブリングサービスプロバイダに関し、そのような組織の業務を効果的に指揮する者及びそのような組織の実質的支配者が適格かつ適正であることを確保しなければならない。ある者が適切かつ適正であるか否かを判断する基準は、ミニマムのものとして、そのような組織が、犯罪目的のためのその経営者または実質的支配者によって濫用されることから防護する必要性を反映するものでなければならない。
- (52) 代理人のネットワークを介する場合を含め、義務を負う機関が別の構成国内の事業所を運営する

場合、ホーム構成国の職務権限を有する機関は、その義務を負う機関の、そのグループ内の AML/CFT 基本方針及びその手続の適用を監督することについて職責を負わなければならない。この監督は、別の構成国内に根拠地のある事業所内の現場における調査を含む。ホーム構成国の職務権限を有する機関は、ホスト構成国の職務権限を有する機関と密接に協力しなければならない。かつ、その事業所のホスト AML/CFT 法令の遵守の評価に影響を与え得る問題について、ホスト構成国の職務権限を有する機関に対して情報提供しなければならない。

- (53) 指令 2009/110/EC の第 3 条第 4 項に従って電子マネーを流通させる代理人または個人のネットワークを介する場合を含め、義務を負う機関が別の構成国内の事業所を運営する場合、ホスト構成国の職務権限を有する機関は、現場の調査及び外からの監視を行うことによる場合、並びに、これらの義務の重大な違反行為に対応するための適切かつ比例的な措置を講ずることによる場合を含め、その事業所の AML/CFT 法令の遵守を強制する職責を維持する。ホスト構成国の職務権限を有する機関は、ホーム構成国の職務権限を有する機関と密接に協力しなければならない。また、その義務を負う機関の、そのグループ内の AML/CFT 基本方針及び手続の適用の評価に影響を与え得る問題について、ホーム構成国の職務権限を有する機関に対して情報提供しなければならない。迅速な対応策を要する AML/CFT 法令の重大な違反行為を除去するために、ホスト構成国の職務権限を有する機関は、そのような重大な過誤に対応するため、それが適切なきときは、ホーム構成国の職務権限を有する機関の支援を受け、または、その機関と協力して、類似の状況の下で義務を負う機関に適用可能な適切かつ比例的な一時的対応策を適用できるものとしなければならない。
- (54) 資金洗浄及びテロリスト資金提供の多国籍的な性質を考慮に入れると、FIU 間の共同活動及び協力活動は、極めて重要である。そのような共同活動及び協力活動を向上させるため、とりわけ、疑わしい取引の通報が構成国の FIU に届くことを確保するために、この指令の中において詳細な規定が定められる。
- (55) FIU からの代表で構成され、2006 年から活動している非公式グループである欧州連合金融情報機関プラットフォーム（「欧州連合 FIU プラットフォーム」）は、FIU 間の協力、及び、FIU 間及び FIU と第三国の金融情報機関との間の協力、国境を越える案件の共同解析、国内レベル及び構成国間レベルで資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクを評価することと関連する傾向及び要因のような、協力と関連する問題に関する意見交換を促進するために用いられる。
- (56) 欧州連合内の FIU 間における情報交換を向上させることは、資金洗浄及びテロリスト資金提供の多国籍的な性質に対応する上で、とりわけ重要なことである。情報交換のための安全な設備の利用、とりわけ、分散的なコンピュータネットワーク FIU.net（「FIU.net」）またはその後継ネットワークと FIU.net によって提供される技術は、構成国によって推進されなければならない。資金洗浄またはテロリスト資金提供と関連する解析目的のためであり、別の目的のために処理または配布されないものである FIU 間の最初の情報交換は、それが国内法上の基本原則に反するような情報交換ではない限り、許容されなければならない。FIU によって税犯罪を含む可能性がある判断された事案に関する意見交換は、理事会指令 2011/16/EU¹に従った、または、税務における情報交換及び行政機関の協力に関する国際基準に従った税務の分野における情報交換を妨げてはならない。

¹ 税務の分野における行政機関の協力に関する、及び、指令 77/799/EEC を廃止する 2011 年 2 月 15 日の理事会指令 2011/16/EU(OJL 64, 11.3.2011, p.1)

- (57) FIU からの照会に対して完全かつ迅速に対応できるようにするため、義務を負う機関は、その機関が関係をもっている、または、関係をもっていた特定の者との取引上の関係に関する情報に対し、安全かつ秘密の経路を介して完全かつ適時のアクセスをもつことができるようにするための効果的なシステムを設ける必要がある。欧州連合法及び国内法に従い、構成国は、例えば、それが適切なときは、法務当局を妨げることなく、銀行口座の情報へのアクセスを FIU に対して提供するような銀行口座登録所のシステムまたは電子データ検索システムの設置を検討し得る。構成国は、職務権限を有する機関が、その保有者に対する事前の通知なく、資産を識別するための手続を設けることを確保するための構築の仕組みを検討することもできる。
- (58) 構成国は、その構成国の職務権限を有する機関に対し、刑事における司法共助に適用可能な法令または手続を妨げることなく、この指令の目的のための最も広い幅の国境を越える協力を、迅速、積極的かつ効果的な提供を推進しなければならない。構成国は、欧州連合法、及び、金融情報ユニットのエグゼクティブグループによって策定された情報交換と関連する基本原則を考慮した上で、とりわけ、その構成国の FIU が、自発的に、または、要請に応じて、第三国の金融情報機関と自由に情報交換することを確保しなければならない。
- (59) 資金洗浄及びテロリスト資金提供との闘いの重要性は、この指令を国内法化する国内条項を尊重しない行為に対し、国内法の中で、効果的であり、比例的であり、かつ抑止力のある行政制裁及び行政措置を制定することを構成国に帰結するものでなければならない。構成国は、現在のところ、設けられている主要な防止条項の違反に対して、多様な範囲の行政制裁及び行政措置をもっている。その多様性は、資金洗浄及びテロリスト資金提供行為との闘いにおける努力に対して有害なものであり得るのであり、そして、欧州連合の対応が断片化されるリスクに直面させるものである。それゆえ、この指令は、少なくとも、顧客適正評価措置、記録の保管、疑わしい取引の通報及び義務を負う機関の内部的な管理策と関連する諸義務の、重大で、反復性があり、かつ、組織的な違反行為について、構成国による行政制裁及び行政措置の幅を定めなければならない。制裁及び措置の幅は、その規模、特性及び事業の性質に関し、義務を負う機関の間の相違、とりわけ、与信機関及び金融機関とそれ以外の義務を負う機関との間の相違を構成国及び職務権限を有する機関が考慮に入れることができるようにするため、十分に広いものでなければならない。この指令を国内法化する際、構成国は、この指令に従って行政制裁及び行政措置を課すことと、国内法に従って刑事制裁を科すことが一事不再理の原則の違反とならないことを確保しなければならない。
- (60) 義務を負う機関の中で経営権またはそれ以外の支配権をもつ者の適格性を評価する目的のために、国内法に国内法化されたものとしての理事会枠組み決定 2009/315/JHA¹及び理事会決定 2009/316/JHA²、並びに、他の関連する国内法上の条項に従い、有罪判決に関する情報交換が行われる。
- (61) 金融サービスにおける法定技術基準は、一貫性のある整合化を確保し、並びに、欧州連合内の預金者、投資家及び消費者の十分な保護を確保しなければならない。高度に特化された専門性をもつ組織として、政策の選択を含まない法定技術基準案の策定と欧州委員会への送付を ESA

¹ 構成国間の刑事記録から抜粋された情報の交換の組織及び内容に関する 2009 年 2 月 26 日の理事会枠組み決定 2009/315/JHA (OJL 93, 7.4.2009, p.23)

² 枠組み決定 2009/315/JHA の第 11 条の実装における欧州刑事記録システム (ECRIS) の設置に関する 2009 年 4 月 6 日の理事会決定 2009/316/JHA (OJL 93, 7.4.2009, p.33)

に委任することが効率的であり、かつ、適切であろう。

- (62) TFEU の第 290 条による委任により、かつ、規則(EU) No 1093/2010 の第 10 条ないし第 14 条、規則(EU) No 1094/2010 及び規則(EU) No 1095/2010 に従い、欧州委員会は、この指令により ESA によって採択された法定技術基準案を採択しなければならない。
- (63) この指令に照らして指令 2005/60/EC 及び指令 2006/70/EC に対して行われなければならない非常に大きな改正に鑑み、それらの指令は、明確性及び一貫性の理由のゆえに、統合され、かつ、置き換えられなければならない。
- (64) この指令の目的、すなわち、資金洗浄及びテロリスト資金提供の防止、検知及び捜査による金融システムの保護は、構成国の金融システムを保護するために構成国によって採択された個別の措置が、域内市場の稼働と適合せず、また、法の支配の原則及び欧州連合の政策と適合しないことから、構成国によっては十分に達成することができず、その行為の規模及び効果のゆえに、欧州連合レベルでより良く達成され得るものであるので、欧州連合は、欧州連合条約の第 5 条に定める補完性原則に従い、措置を採択できる。同条に定める比例性原則に従い、この指令は、その目的を達成するために必要なところを越えることがない。
- (65) この指令は、基本的な権利を尊重し、かつ、憲章によって認められた基本原則、とりわけ、プライバシー及び私的生活の保護の権利、個人データの保護の権利、事業活動を営む権利、差別の禁止、効果的な司法救済及び公正な裁判を求める権利、無罪の推定、並びに、防御の権利を尊重する。
- (66) いかなる理由に基づく差別をも禁止する憲章の第 21 条に従い、構成国は、顧客適正評価の過程におけるリスク評価に関し、差別なく、この指令が実装されることを確保しなければならない。
- (67) 説明書に関する構成国及び欧州委員会の 2011 年 9 月 28 日の共同政策宣言¹に従い、構成国は、それが正当化される場合、指令の内容と国内法化文書の対応部分との間の関係を説明する 1 または複数の文書をそれらの構成国の国内法化措置の通知に添えることを行っている。
- (68) 欧州データ保護監督官は、規則(EC) No 45/2001 の第 28 条第 2 項に従って協議をし、2013 年 7 月 4 日にその意見書を発した²。

¹ OJ C 369, 17.12.2011, p.14.

² OJ C 32, 4.2.2014, p.9.

第1章 一般規定

第1節 対象事項、適用範囲及び定義

第1条

1. この指令は、資金洗浄及びテロリスト資金提供のための欧州連合の金融システムの利用を防止することを目的とする。
2. 構成国は、資金洗浄及びテロリスト資金提供が禁止されることを確保する。
3. この指令の目的のために、以下の行為は、意図的に実行される場合、資金洗浄とみなされる：
 - (a) その財産が犯罪行為または犯罪行為へ参加する行為から得られたことを知りながら、その財産の不法な由来を隠蔽もしくは偽装する目的、または、当該の者の行為の法的結果を回避するために、その犯罪行為の実行に関与する者を支援する目的による、財産を交換または移動する行為；
 - (b) その財産が犯罪行為または犯罪行為へ参加する行為から得られたことを知りながら、財産に関する真の性質、淵源、位置、処分、権利、または、その財産の保有を隠蔽または偽装する行為；
 - (c) その財産の受領の時点において、その財産が犯罪行為または犯罪行為へ参加する行為から得られたことを知りながら、財産を獲得し、所持し、または、使用する行為；
 - (d) (a)、(b)及び(c)に示すいずれかの行為に参加し、その実行に関与し、その実行を試み、または、その実行を助成し、扇動し、容易にし、及び、助言する行為。
4. 資金洗浄は、洗浄された財産を生成した行為が別の構成国の領土内または第三国の領土内において行われた場合においても、資金洗浄とみなされる。
5. この指令の目的のために、「テロリスト資金提供」は、理事会枠組み決定 2002/475/JHA¹の第1条ないし第4条の意味における侵害行為のいずれかを行うためにその資金の全部または一部が使用されることを知りながら、何らかの手段により、資金を提供または収集することを意味する。
6. 第3項及び第5項に示す行為の要素として求められる認識、意図または目的は、客観的な事実である諸事情から推認され得る。

第2条

1. この指令は、以下の義務を負う機関に適用される：
 - (1) 与信機関；
 - (2) 金融機関；
 - (3) それらの職業上の活動の実行において行動する以下の自然人または法人：
 - (a) 会計監査人、外部会計監査人及び税理士；
 - (b) 何らかの金融取引または不動産取引において顧客の代わりに、もしくは、顧客のために行うことによるか、または、以下と関係する彼らの顧客のための取引を計画または実行する際に補助することによるかを問わず、公証人及びそれ以外の独立の法律専門職：
 - (i) 不動産または企業組織の購入及び販売；

¹ テロリズムとの闘いに関する 2002 年 6 月 13 日の理事会枠組み決定 2002/475/JHA (OJ L 164, 22.6.2002, p.3)

- (ii) 顧客の金銭、有価証券またはそれ以外の資産の管理;
- (iii) 銀行口座、貯蓄口座または有価証券口座の開設または管理;
- (iv) 会社の創立、運営または経営のために必要な出資のとりまとめ;
- (v) 信託、会社、財団または類似の構造体の創立、運営または経営;
- (c) (a)または(b)によって既に包摂されていない信託または会社サービスプロバイダ;
- (d) 不動産仲介業者;
- (e) その取引が1回の業務処理であるか、または、関連するように見える複数の業務処理であるかを問わず、10000ユーロ以上の額の現金決済が行われ、または、それが受領される限り、物品の取引に従事する上記以外の者;
- (f) ギャンブルサービスのプロバイダ。

2. カジノの場合を除き、かつ、適切なリスク評価の後、構成国は、その性質、及び、それが適切なときは、そのサービスの業務遂行の規模によって明らかに低リスクであることが示されることに基づき、一定のギャンブルサービスのプロバイダの全部または一部について、この指令を国内法化する国内条項の適用除外を定めることができる。

構成国のリスク評価において検討される諸要素の中で、構成国は、使用される支払手段に関するものを含め、適用可能な取引の脆弱性の程度を評価する。

そのリスク評価の際、構成国は、第6条により欧州委員会から発行される報告書の中にある関連判断をどのように考慮に入れたのかを示す。

第1副項に従って構成国によって行われる決定は、特別のリスク評価に基づく正当化根拠と共に、欧州委員会に対して通知される。欧州委員会は、他の構成国に対し、その決定を送付する。

3. 構成国は、以下の基準の全てに適合することを条件として、偶発的な金融活動、または、資金洗浄もしくはテロリスト資金提供のリスクがわずかしかないうちに非常に限定的な場合の金融活動に従事する者をこの指令の適用範囲外とすることを決定できる:

- (a) その金融活動が絶対的に限定されている;
- (b) その金融活動が取引ベースに限定されている;
- (c) その金融活動がその者の主要な活動ではない;
- (d) その金融活動がその者の主要な活動と補助的かつ直接的に関連している;
- (e) その者の主要な活動が、第1項第3項の(a)ないし(d)または(f)に示す活動ではない;
- (f) その金融活動が、その者の主要な活動の顧客に対してのみ提供され、かつ、公衆に対して一般的に提供されるものではない。

第1副項は、欧州議会及び理事会の指令2007/64/EC¹の第4条第13号に定義する送金の活動に従事する者には適用されない。

4. 第3項(a)の目的のために、構成国は、金融活動の総取引額が十分に低い額とすべき閾値を超過していないことを要求する。その閾値は、金融活動のタイプにより、国内レベルで定められる。

5. 第3項(b)の目的のために、構成国は、その取引が1回の業務処理であるか、または、関連するように見える複数の業務処理であるかを問わず、顧客毎に、かつ、1回の取引毎に、上限閾値を適用する。上限閾値は、金融取引のタイプにより、国内レベルで定められる。その上限閾値は、当の取引のタイ

¹ 域内市場における決済サービスに関する、並びに、指令97/7/EC、指令2002/65/EC、指令2005/60/EC及び指令2006/48/ECを改正し、指令97/5/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2007年11月13日の指令2007/64/EC(OJL 319, 5.12.2007, p.1)

プが資金洗浄またはテロリスト資金提供のための手法として実際的ではなく、かつ、効果的ではないことを確保するために十分に低い額とするものとし、かつ、1000ユーロを超えることができない。

6. 第3項(c)の目的のために、構成国は、金融活動の取引総額が、関係する自然人または法人の取引総額全体の5%を超えないことを要求する。

7. 本条の目的のために資金洗浄またはテロリスト資金提供を評価する際、構成国は、その性質上、資金洗浄またはテロリスト資金提供の目的のために使用され、または、濫用されるおそれが特にあると判断される金融活動に対し、特に注意を払う。

8. 第3項に従って構成国により行われる決定は、それが基礎とする根拠を示す。構成国は、状況が変化した場合、その決定を取消す決定をし得る。構成国は、欧州委員会に対し、その決定を通知する。欧州委員会は、その決定を、他の構成国に対して送付する。

9. 構成国は、本条による決定によって与えられる適用除外が濫用されないことを確保するために、リスクベースの監視活動を設け、または、それ以外の適切な措置を講ずる。

第3条

この指令の目的のために、以下の定義が適用される：

- (1) 「与信機関」とは、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 575/2013¹の第4条第1項第17号に定義するその支店を含め、その主たる事業所が欧州連合内にあるか第三国にあるかを問わず、欧州連合内に所在し、同規則の第4条第1項第1号に定義する与信機関のことを意味し；
- (2) 「金融機関」とは、以下のもののことを意味し：
 - (a) 与信機関以外の事業者であって、通貨交換所(両替所)の活動を含め、欧州議会及び理事会の指令 2013/36/EU²の別紙Iの(2)ないし(12)、(14)及び(15)に列挙する活動中の1つまたは複数のものを行うもの；
 - (b) 欧州議会及び理事会の指令 2009/138/EC³の適用のある生命保険活動を営むものである限り、同指令の第13条第1号に定義する保険事業者；
 - (c) 欧州議会及び理事会の指令 2004/39/EC⁴の第4条第1項第1号に定義する投資企業；
 - (d) その単位またはシェアをマーケティングする集合投資事業者；
 - (e) 欧州議会及び理事会の指令 2002/92/EC⁵の第2条第7号に定義する専属保険仲介業者を

¹ 与信機関及び投資企業の健全性義務に関する、及び、規則(EU) No 648/2012 を改正する欧州議会及び理事会の 2013 年 6 月 26 日の規則(EU) No 575/2013 (OJ L 176, 27.6.2013, p.1)

² 与信機関の活動へのアクセス、与信機関及び投資企業の健全性監督に関する、並びに、指令 2002/87/EC を改正し、指令 2006/48/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2013 年 6 月 26 日の指令 2013/36/EU (OJ L 176, 27.6.2013, p.338)

³ 保険及び再保険の事業の開始及び遂行に関する欧州議会及び理事会の 2009 年 11 月 25 日の指令 2009/138/EC (Solvency II) (OJ L 335, 17.12.2009, p.1)

⁴ 金融機関の市場に関する、並びに、理事会指令 85/611/EEC 及び理事会指令 93/6/EEC 並びに欧州議会及び理事会の指令 2000/12/EC を改正し、並びに、理事会指令 93/22/EEC を廃止する欧州議会及び理事会の 2004 年 4 月 21 日の指令 2004/39/EC (OJ L 145, 30.4.2004, p.1)

⁵ 保険仲介に関する欧州議会及び理事会の 2002 年 12 月 9 日の指令 2002/92/EC (OJ L 9, 15.1.2003, p.3)

除き、生命保険及びそれ以外の投資関連サービスと関連して活動するものである場合、同指令の第2条第5号に定義する保険仲介者；

- (f) その主たる事業所が構成国内に所在するか第三国に所在するかを問わず、それが欧州連合内に所在する場合、(a)ないし(e)に示す金融機関の支店；
- (3) 「財産」とは、有形であるか無形であるか、移動可能であるか移動不能であるか、有体であるか無体であるかを問わず、全ての種類の資産、並びに、電子的なものまたはデジタルのものを含め、そのような資産の資格または利益を証明する何らかの方式による法律文書または証明手段のことを意味し；
- (4) 「犯罪活動」とは、以下の重大犯罪の実行への何らかの種類の犯罪的な関与のことを意味し：
- (a) 枠組み決定 2002/475/JHA の第1条ないし第4条に定める行為；
- (b) 麻薬及び向精神薬の不正取引に関する 1988 年国際連合条約の第3条第1項(a)に示すいずれかの侵害行為；
- (c) 理事会共同活動 98/733/JHA¹の第1項に定義する犯罪組織の活動；
- (d) 欧州共同体の財政上の利益に関する条約²の第1条第1項及び第2条第1項に定義する欧州連合の財政上の利益を害する詐欺的行為、少なくとも、それが重大である場合；
- (e) 汚職；
- (f) 直接税及び間接税と関連し、かつ、構成国の国内法に定義する税犯罪を含め、その構成国の法制度において侵害行為の短期の閾値をもつ構成国に関し、1年を超える長期の自由剥奪または拘束命令によって処罰され得る全ての侵害行為、短期が6月を超える自由剥奪または拘束命令によって処罰され得る全ての侵害行為；
- (5) 「自主規制団体」とは、その職業従事者である構成員を代表し、かつ、一定の監督または監視型の権能を行使し、かつ、彼らに関する法令の執行を確保して、それらを規律する役割をもつ組織のことを意味し；
- (6) 「実質的支配者」とは、顧客及びまたはその者の代わりに取引もしくは活動が行われる自然人を最終的に保有または管理する者のことを意味し、少なくとも、以下のものを含め：
- (a) 会社組織の場合：
- (i) 保有関係情報の十分な透明性を確保する欧州連合法と整合性のある開示義務に服し、または、それと均等な国際基準に服する規制のある市場に関して列挙された会社以外の法人に対し、無記名株式を介する場合を含め、当該法人における十分な割合の株式保有または議決権または支配権の直接または間接の保有関係を介して、最終的な保有または支配をもつ自然人。
- 自然人による、顧客における 25%プラス 1 株の株式保有または 25%を超える保有利益は、直接的な支配権の指標となるものである。自然人の支配下にある法人または同一の自然人の支配下にある複数の会社組織による、顧客における 25%プラス 1 株の株式保有または 25%を超える保有利益は、間接的な支配権の指標となるものである。このことは、構成国が、より低いソーパーセンテージが保有または支配の指標となり得ることを決定することを妨げない。他の手段による支配は、就中、欧州議会及び理事会の

¹ 欧州連合の構成国内の犯罪組織への参加を犯罪行為とすることに関し、欧州連合条約第 K.3 条に基づき理事会によって採択された 1998 年 12 月 21 日の共同活動 98/733/JHA (OJ L 351, 29.12.1998, p.1)

² OJ C 316, 27.11.1995, p.49.

指令 2013/34/EU¹の第22条第1項ないし第5項の基準に従って決定され得る。

- (ii) 可能な全ての手段を尽くした後、かつ、疑うべき根拠が全く存在しない限り、(i)に基づく者が示されない場合、または、識別された者が実質的支配者、最高経営責任者の地位をもつ自然人であることに疑いがある場合、義務を負う機関は、(i)及び(ii)に基づいて実質的支配者を識別するために行われた活動の記録を保管する；
 - (b) 信託の場合：
 - (i) 信託設定者；
 - (ii) 受託者；
 - (iii) 該当する場合、信託保護者；
 - (iv) 信託受益者、または、法人格のある団体または組織から受益する個人がまだ確定していない場合、その法人格のある団体または組織が設定または運用する主要な利益が帰属する者のクラス；
 - (v) 直接的または間接的な保有関係により、または、それ以外の手段により、その信託に対して最終的な支配を行使する上記以外の自然人；
 - (c) 財団のような法人の場合、または、信託と類似する法人格のある団体の場合、(b)に示す地位と均等または類似の地位をもつ自然人；
- (7) 「信託または会社サービスプロバイダ」とは、業として、第三者に対し、以下のいずれかのサービスを提供する者のことを意味し：
- (a) 会社またはそれ以外の法人の設立；
 - (b) 会社の取締役または秘書、事業組合の組合員、または、それ以外の法人と関係する同様の地位にある者としての活動、または、それらの者として第三者のために活動するための手配；
 - (c) 会社、事業組合またはそれ以外の法人もしくは法人格のある団体のための、登録した事業所、事業所住所、顧客住所もしくは業務執行住所及びそれ以外の関連サービスの提供；
 - (d) 明示信託の受託者または類似の法人格のある団体としての活動、または、それらの者として第三者のために活動するための手配；
 - (e) 欧州連合法と整合性のある開示義務に服し、または、それと均等な国際基準に服する規制のある市場に関して列挙された会社以外の第三者のための名目株主としての活動、または、それらの者として第三者のために活動するための手配；
- (8) 「顧客関係」とは、以下のものを意味し：
- (a) キャッシュマネジメント、国際送金、小切手清算、顧客支払口座及び外国為替サービスのような、当座預金口座または普通預金口座の提供を含め、代行者である他の銀行に対する顧客の一員としての銀行による銀行サービスの提供；
 - (b) 代行機関に対して顧客機関から類似のサービスが提供される場合を含め、及び、有価証券の送付または送金のために構築される関係を含め、与信機関及び金融機関内の関係またはそれらの機関間の関係；
- (9) 「重要な公的地位を有する者」とは、重要な公的権限を委ねられた自然人のことを意味し、かつ、

¹ 一定の種類の実業者の年次財務諸表、連結財務諸表及び関連書類に関する、並びに、欧州議会及び理事会の指令 2006/43/EC を改正し、理事会指令 78/660/EEC 及び理事会指令 83/349/EEC を廃止する欧州議会及び理事会の 2013 年 6 月 26 日の指令 2013/34/EU (OJ L 182, 29.6.2013, p.19)

以下の者を含み；

- (a) 国家の長、政府の長、大臣及び副大臣または補佐大臣；
 - (b) 議会または類似の立法機関の議員；
 - (c) 政党の執行組織の構成員；
 - (d) 例外的な状況にある場合を除き、その判断が上訴に服さない、最高裁判所の構成員、憲法裁判所の構成員または最高レベルの司法機関の構成員；
 - (e) 会計検査院の構成員及び中央銀行の理事者；
 - (f) 大使、代理大使、及び、軍隊の最高位の官吏；
 - (g) 国有企業の業務執行機関、運営機関または監督機関の構成員；
 - (h) 国際機関の理事会またはそれと均等な組織の理事者、副理事者及び構成員；
- (10) 「家族」は、以下の者を含め；
- (a) 重要な公的地位を有する者の配偶者または配偶者と均等とみなされる者；
 - (b) 重要な公的地位を有する者の子及びその配偶者または配偶者と均等とみなされる者；
 - (c) 重要な公的地位を有する者の親；
- (11) 「密接な関係にあると認識される者」とは、
- (a) 重要な公的地位を有する者と法人もしくは法人格のある団体の共同の実質的支配権をもつ者として認識される自然人または、それ以外の、重要な公的地位を有する者と密接な取引関係にある自然人；
 - (b) 事実上、重要な公的地位を有する者のために設立されたものとして認識される法人または法人格のある団体の単独の実質的支配権をもつ自然人；
- (12) 「最高経営責任者」とは、その機関の資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクエクスポージャーの十分な知識及びそのリスクエクスポージャーに影響を及ぼす決断をするための十分な経験をもつ責任者または経営者を意味し、かつ、全ての場合において、取締役会の構成員であることを要せず；
- (13) 「取引関係」とは、義務を負う機関の事業活動と関係し、かつ、その関係が結ばれる際、一定の期間の要素をもつことが予定されている、事業上、職業上または商業上の関係を意味し；
- (14) 「ギャンブリングサービス」とは、宝くじ、カジノゲーム、ポーカーゲーム、及び、物理的な場所で提供され、または、隔地者間的手段によって提供され、または、通信を容易にするための電子的手段もしくはそれ以外の技術によって提供され、かつ、サービスを受ける者の個人的な要求に応じて提供される賭け取引のようなスキルの要素をもつゲームを含め、ゲームの機会に金銭価値のある資産を賭けることに関与するサービスを意味し；
- (15) 「グループ」とは、親会社、子会社、及び、その親会社もしくは子会社が関与する組織で構成される事業者、並びに、指令 2013/34/EU の第 22 条の意味における関係によって相互に関連付けられる事業者のことを意味し；
- (16) 「電子マネー」とは、指令 2009/110/EC の第 2 項に定義する電子マネーのことを意味し；
- (17) 「架空銀行」とは、意味のある意思決定及び経営を含め、何らの物理的な存在もない国において設立され、かつ、規制を受ける金融グループとは何らの関係ももたない与信機関もしくは金融機関、または、与信機関もしくは金融機関によって行われる活動と均等な活動を行う機関を意味する。

第4条

1. 構成国は、リスクベースのアプローチに従い、第2条第1項に示す義務を負う機関以外のものであって、資金洗浄またはテロリスト資金提供の目的のために特に利用されるおそれのある活動に従事する職業及び事業者類型の全部または一部に対し、この指令の適用範囲を拡大することを確保する。
2. 構成国が、第2条第1項に示すもの以外の職業または事業者類型に対してこの指令の適用範囲を拡大する場合、その構成国は、欧州委員会に対し、そのことを通知する。

第5条

構成国は、欧州連合法の制限の範囲内において、資金洗浄及びテロリスト資金提供を防止するため、この指令の適用のある分野において、より厳しい条項を採択し、または、これを維持できる。

第2節 リスク評価

第6条

1. 欧州委員会は、域内市場を害し、国境を越える活動と関連する資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスク評価を行う。

その目的のために、欧州委員会は、2017年6月26日までに、欧州連合レベルで、それらのリスクを識別し、解析し、そして、評価する報告書を作成する。それ以降においては、欧州委員会は、2年毎に、可能なときはそれよりも頻回に、その報告書を最新のものに改訂する。

2. 第1項に示す報告書は、少なくとも、以下の事項を含める：

- (a) 最大のリスクのある域内市場の分野；
- (b) 関連部門と関係するリスク；
- (c) 違法な収益を洗浄するために犯罪者によって使用される最も普及している手段。

3. 欧州委員会は、それらの機関が資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクを識別し、理解し、管理し、そして、低減させることを支援するため、構成国及び義務を負う機関に対し、第1項に示す報告書を利用可能なものとし、かつ、国内議会、欧州議会、ESA 及び FIU からの代表者を含め、それ以外の利害関係者に対し、そのリスクをより良く理解できるようにする。

4. 欧州委員会は、識別されたリスクに対応するために適する措置に関し、構成国に対して勧告を行う。構成国が、その構成国の国内 AML/CFT 制度にその勧告を適用しないことを決定する場合、それらの構成国は、欧州委員会に対し、そのことを通知し、かつ、その決定の正当化事由を提供する。

5. 2016年11月26日までに、ESA は、共同委員会を通じて、欧州委員会の金融部門を害する資金洗浄及びテロリスト資金提供に関する意見書（「共同意見書」）を発行する。それ以降においては、ESA は、共同委員会を通じて、2年毎に、意見書を発行する。

6. 第1項に示す評価を行う際、欧州委員会は、欧州連合のレベルで作業を組織し、第5項に示す共同意見書を考慮に入れ、そして、AML/CFT の分野における構成国の専門家、FIU からの代表、及び、それが適切なときは、欧州連合レベルの他の組織からの代表者を関与させる。欧州委員会は、資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクを識別し、管理し、そして、低減させることを支援するため、構成国及

び義務を負う機関に対し、その共同意見書を利用可能にする。

7.2 年毎に、可能なときはそれよりも頻回に、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、定期的なリスク評価から得られた判断結果及びその判断結果に基づいて行われた活動に関する報告書を送付する。

第7条

1. 各構成国は、構成国を害する資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスク、並びに、それと関連するデータ保護上の問題を識別し、理解し、管理し、そして、低減させるための適切な手立てを講ずる。そのリスク評価は、最新のものに維持されるものとする。

2. 各構成国は、第1項に示すリスクへの国内対応を統括するための機関を指定し、または、その仕組みを構築する。その機関の識別名またはその仕組みの記述は、欧州委員会、ESA 及び他の構成国に対して通知される。

3. 本条の第1項に示すリスク評価を行う際、構成国は、第6条第1項に示す報告書の判断結果を利用する。

4. 第1項に示すリスク評価に関し、構成国は：

- (a) 義務を負う機関が拡大措置を適用すべき領域を定めることにより、そして、それが適切なときは、講じられるべき措置を指定することにより、その構成国の AML/CFT 制度を向上させるために、その評価を使用し；
- (b) それが適切なときは、資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクがより低い部門もしくは分野、または、より高い部門もしくは分野を識別し；
- (c) 資金洗浄及びテロリスト資金提供と闘うための資源の割り当て及び優先順位において構成国を支援するためにその評価を使用し；
- (d) 資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクに従い、各部門または領域のための適切な法令を策定することを確保するためにその評価を使用し；
- (e) 義務を負う機関自身の資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスク評価を行うことを促進するために、義務を負う機関に対し、適切な情報を利用可能にする。

5. 構成国は、欧州委員会、ESA 及び他の構成国に対し、その構成国のリスク評価の結果を利用可能にする。

第8条

1. 構成国は、義務を負う機関が、それらの機関の顧客、国もしくは地理的な領域、製品、サービス、取引または流通経路と関連する諸要素を含め、リスク要素を考慮に入れた上で、資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクを識別し、評価するための適切な手立てを講ずることを確保する。これらの手立ては、義務を負う機関の性質及び規模と比例するものとする。

2. 第1項に示すリスク評価は、文書化され、最新のものに維持され、関連する職務権限を有する機関及び関係する自主規制団体に利用可能なものとされる。

3. 構成国は、義務を負う機関が、欧州連合レベル、構成国レベル及び義務を負う機関レベルで識別された資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクを低減させ、効果的に管理するための基本方針、管理

策及び手続を整えることを確保する。これらの基本方針、管理策及び手続は、義務を負う機関の性質及び規模と比例するものとする。

4. 第3項に示す基本方針、管理策及び手続は、以下のものを含める：

- (a) モデルリスク評価実務、顧客適正評価、通報、記録保管、内部的管理策、業務の規模及び性質と関連して適切なときは経営レベルにおける法令遵守責任者を含めた法令遵守管理、及び、従業者の身辺調査を含め、内部的な基本方針、管理策及び手続の策定；
- (b) 業務の規模及び性質と関連して適切なときは、(a)に示す内部的な基本方針、管理策及び手続を吟味するための独立の監査機能。

5. 構成国は、義務を負う機関に対し、それらの機関が設ける基本方針、管理策及び手続について、その機関の最高経営責任者から承認を得ること、及び、それが適切なときは、行われる措置を監視し、拡大することを要求する。

第3節 第三国政策

第9条

1. 域内市場の適正な稼働を保護するため、欧州連合の金融システムに対する重大な脅威を示すそれらの国の国内 AML/CFT における戦略上の不備をもつ第三国（「ハイリスク第三国」）が識別される。

2. 欧州委員会は、とりわけ、以下に関し、戦略上の不備を考慮に入れた上で、ハイリスク第三国を識別するために、第64条に従い、委任された行為を採択する権限を与えられる：

- (a) その第三国の法律上及び組織上の AML/CFT 枠組み、とりわけ：
 - (i) 資金洗浄及びテロリスト資金提供の犯罪行為化；
 - (ii) 顧客適正評価と関連する措置；
 - (iii) 記録保管と関連する義務；
 - (iv) 疑わしい取引を通報すべき義務；
- (b) 資金洗浄及びテロリスト資金提供の闘いの目的のためのその第三国の職務権限を有する機関の権限及び手続；

(c) その第三国の資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクに対処する AML/CFT 制度の有効性。

3. 第2項に示す委任された行為は、同項に示す戦略上の不備が識別された後、1か月以内に採択される。

4. 欧州委員会は、第2項に示す委任された行為を策定する際、個々の第三国によって示されるリスクに関し、資金洗浄の防止及びテロリスト資金提供との闘いの分野における専門性をもつ国際機関及び基準設定機関によって作成された関連評価書、影響評価書及び報告書を適切に考慮に入れる。

第2章 顧客適正評価

第1条 一般規定

第10条

1. 構成国は、その構成国の与信機関及び金融機関に対し、匿名の口座または匿名の通帳をもつことを禁止する。いかなる場合においても、構成国は、既存の匿名口座または匿名通帳の保有者が、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においてもそのような口座または通常が何らかの方法で使用される前に、顧客適正評価に服することを要求する。
2. 構成国は、無記名株式及び無記名新株引受権証券の濫用を防止するための措置を講ずる。

第11条

構成国は、義務を負う機関が、以下の状況において顧客適正評価措置を適用することを確保する：

- (a) 取引関係を構築する場合；
- (b) 以下の偶発的な取引を行う場合：
 - (i) その取引が1回の業務処理であるか、もしくは、関連するよう見える複数の業務処理であるかを問わず、15000ユーロ以上の額である場合；または、
 - (ii) 1000ユーロを超え、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2015/847¹の第3条第9号に定義する送金を構成する場合；
- (c) 物品を取引する者の場合において、その取引が1回の業務処理であるか、もしくは、関連するよう見える複数の業務処理であるかを問わず、現金で、10000ユーロ以上の額の偶発的な取引が行われる場合；
- (d) ギャンブルサービス提供に関し、獲得賞金の収集、資金を賭けること、または、その両者について、その取引が1回の業務処理であるか、もしくは、関連するよう見える複数の業務処理であるかを問わず、2000ユーロ以上の額の取引が行われる場合；
- (e) いかなる特例、適用除外または閾値にも拘らず、資金洗浄またはテロリスト資金提供の疑いがある場合；
- (f) 従前に獲得された顧客識別データの正確性または十分性に関して疑いがある場合。

第12条

1. 第13条第1項第1副項の(a)、(b)及び(c)並びに第14条からの特例により、かつ、低リスクであることを示す適切なリスク評価に基づき、構成国は、以下の全てのリスクを低減させる条件に適合する場合、義務を負う機関に対し、電子マネーに関して一定の顧客適正評価措置を適用しないことを認めることができる：

¹ 送金に添付する情報に関する、及び、規則(EC) No 1781/2006を廃止する欧州議会及び理事会の2015年5月20日の規則(EU) 2015/847(この官報の1頁参照)

- (a) その決済手段が再利用できないものであること、または、当該構成国内においてのみ使用され得る月額の決済上限額が250ユーロのものであること；
- (b) 電子的に記録保存される上限額が250ユーロを超過しないこと；
- (c) その決済手段が物品またはサービスの購入専用で使用されること；
- (d) その決済手段が匿名の電子マネーによって資金付けされ得ないものであること；
- (e) その発行者が、普通ではない取引または疑わしい取引を検出できるようにするため、取引または取引関係の十分な監視を行っていること。

第1副項の(b)の目的のために、構成国は、当該構成国内においてのみ使用され得る決済手段について、上限額を500ユーロに増額できる。

2. 構成国は、第1項に定める特例が、100ユーロを超える額で交換される電子マネーの金銭的価値の返金または現金引出しの場合には適用されないことを確保する。

第13条

1. 顧客適正評価は、以下によって構成される：

- (a) 信頼性のある独立の情報源から得られた文書、データまたは情報に基づき、その顧客を識別し、その顧客の同一性を確認すること；
- (b) 法人、信託、会社、財団及び類似の法人格のある団体に関し、その顧客の支配関係及び支配構造を理解するための合理的な措置を講ずることを含め、誰が実質的支配者であるかをその義務のある機関が認識していることを充足させるため、その実質的支配者を識別し、その者の同一性を確認するための合理的な措置を講ずること；
- (c) 予定された取引関係の目的及び性質に関する情報を評価し、しかるべく獲得すること；
- (d) 行われる取引がその義務を負う機関の顧客認識、それが必要な場合には、資金源を含め、企業プロフィール及びリスクプロフィールと一貫性があることを確保するための当該関係の改訂を通じて実施される取引の吟味を含め、取引関係を常時監視すること、並びに、文書、データまたは情報が最新のものに維持されることを確保すること。

(a)及び(b)に示す措置を実施する際、義務を負う機関は、顧客の代わりに行動する者であると自称する者がそのような承認があることの確認も行い、かつ、当該の者の同一性の識別及び確認も行う。

2. 構成国は、義務を負う機関が、個々の顧客に対して第1項に定める適正評価義務を適用することを確保する。ただし、義務を負う機関は、リスク感応型ベースで、そのような措置の範囲を定めることができる。

3. 構成国は、義務を負う機関が、資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクを評価する際、少なくとも、別紙Iに定める変数を考慮に入れることを要求する。

4. 構成国は、義務を負う機関が、職務権限を有する機関または自主規制団体に対し、識別された資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクの観点からその措置が適切であることを説明できることを確保する。

5. 生命保険事業者またはそれ以外の投資関連保険事業者に関し、構成国は、顧客及び実質的支配者について求められる顧客適正評価措置に加え、与信機関及び金融機関が、受益者が特定または指定された後、速やかに、生命保険証券の受益者及びそれ以外の投資関連保険証券の受益者に関し、以下の顧客適正評価措置を行うことを確保する：

- (a) 特定の名称をもつ者または法人格をもつ団体として識別される受益者の場合、その者の名称を

獲得すること；

- (b) 特徴により、または、クラスにより、または、それ以外の名称で識別される受益者の場合、支払いの際にその受益者の同一性を確認することのできる与信機関または金融機関を保護するため、それらの受益者に関する十分な情報を獲得すること。

第1副項の(a)及び(b)に関し、受益者の同一性の確認は、支払いの際に行われる。第三者に対する生命保険及びそれ以外の投資関連保険の全部または一部の譲渡の場合においては、その譲渡を認識した与信機関及び金融機関は、自己の利益のために譲渡される証券の価値を受ける自然人または法人または法人格のある団体への譲渡の時点における実質的支配者を識別する。

6. 特徴またはクラスによって指定される信託または類似の法人格のある団体の受益者の場合、義務を負う機関は、支払いの時点において、または、その受益者に与えられた権利をその受益者が行使する時点において、誰が受益者であるかをその義務のある機関が認識していることを充足させるため、受益者に関する十分な情報を獲得する。

第14条

1. 構成国は、取引関係が構築される前、または、取引が実行される前に、顧客及び実質的支配者の同一性の確認が行われることを確保する。

2. 第1項からの特例により、構成国は、取引の通常の実行を阻害しないようにするために必要であり、かつ、資金洗浄またはテロリスト資金提供のリスクがほとんどない場合、取引関係の構築中に、顧客及び実質的支配者の同一性の確認を完了すること認めることができる。そのような場合、それらの確認手続は、最初の接触の後、実務的に可能な限り速やかに実施されるものとする。

3. 第1項からの特例により、構成国は、第13条第1項の(a)及び(b)に定める顧客適正評価義務が全て満たされるまでは、顧客またはその代理者によって取引が実行されないことを確保するための適切な安全性確保措置が設けられていることを条件として、譲渡可能な有価証券の取引を許容する口座を含め、与信機関または金融機関に口座を開設することを認めることができる。

4. 構成国は、義務を負う機関が第13条第1項第1副項の(a)、(b)または(c)に定める顧客適正評価義務を遵守しない場合、その義務を負う機関が、銀行口座を介した取引をせず、取引関係を構築せず、または、取引を実行しないこと、並びに、取引関係を終了させ、かつ、第33条に従い、その顧客との関係において、FIUに対し、疑わしい取引を通報することを検討することを要求する。

構成国は、公証人、それ以外の独立の法律専門職、会計監査人、外部会計監査人及び税理士に対し、それらの者がそれらの者の顧客の法的地位を確認する範囲内、または、その訴訟手続の提起もしくは回避に関する助言を提供する場合を含め、その訴訟手続において、もしくは、その顧客が関与している訴訟手続において、弁護または代理の職務を遂行する範囲内に厳格に限り、第1副項を適用しない。

5. 構成国は、義務を負う機関が、全ての新顧客に対してのみならず、リスク感応型ベースで、顧客の関連する状況が変化した場合を含め、適切な時点において、既存の顧客に対しても、顧客適正評価措置を適用することを要求する。

第2節 簡易顧客適正評価

第15条

1. 構成国または義務を負う機関が低リスクの領域であると判断する場合、当該構成国は、義務を負う機関に対し、簡易顧客適正評価措置を適用することを認めることができる。
2. 簡易顧客適正評価措置を適用する前に、義務を負う機関は、その取引関係またはその取引が低い程度リスクを示すことを確認する。
3. 構成国は、義務を負う機関が、普通ではない取引または疑わしい取引を検出できるようにするため、取引及び取引関係の十分な監視を行うことを確保する。

第16条

顧客のタイプ、地理的領域、及び、特定の製品、サービス、取引または流通経路と関連する資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクを評価する際、構成国及び義務を負う機関は、少なくとも、別紙 II に定めるリスクが低い可能性のある状況の諸要素を考慮に入れる。

第17条

2017年6月26日までに、ESAは、簡易顧客適正評価措置が適切な場合において考慮に入れられるべきリスク要素及び講じられるべき措置に関し、規則(EU) No 1093/2010の第16条、規則(EU) No 1094/2010に従い、職務権限を有する機関宛の運用指針並びに与信機関及び金融機関宛の運用指針を発行する。事業の性質及び企業に特別の配慮をし、かつ、それが適切かつ比例的であるときは、特別の措置が定められる。

第3節 拡大顧客適正評価

第18条

1. 第19条ないし第24条に示す場合において、かつ、欧州委員会によってハイリスク第三国として識別された第三国内の自然人またはその第三国内で設立された法人を取り扱う場合、並びに、それ以外の、構成国または義務を負う機関によって識別された高度なリスクがある案件を取り扱う場合、構成国は、義務を負う機関に対し、それらのリスクに対し、拡大顧客適正評価措置をしかるべく適用することを要求する。

欧州連合内で設立された義務を負う機関のハイリスク第三国内に所在する支店または多数株式保有子会社に関しては、それらの支店または多数株式保有子会社が、第45条に従い、グループ全体の基本方針及び手続を全て遵守する場合、拡大顧客適正評価措置が自動的に呼び出されることを要しない。構成国は、それらの場合には、リスクベースのアプローチを用いて義務を負う機関によって取り扱われることを確保する。

2. 構成国は、義務を負う機関に対し、複雑であり、かつ、普通ではない大規模取引の全てについて、

及び、明確な経済的目的または法的目的のない普通ではないパターン取引の全てについて、可能な限り合理的に、その背景及び目的を検討する。とりわけ、義務を負う機関は、それらの取引または活動が疑わしいように見えるかどうかを判断するため、取引関係の監視の程度及び性質を引き上げる。

3. 資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクを評価する際、構成国及び義務を負う機関は、少なくとも、別紙Ⅲに定めるリスクが高い可能性のある状況の諸要素を考慮に入れる。

4. 2017年6月26日までに、ESAは、拡大顧客適正評価措置が適切な場合において考慮に入れられるべきリスク要素及び講じられるべき措置に関し、規則(EU) No 1093/2010の第16条、規則(EU) No 1094/2010に従い、職務権限を有する機関宛の運用指針並びに与信機関及び金融機関宛の運用指針を発行する。事業の性質及び企業に特別の配慮をし、かつ、それが適切かつ比例的であるときは、特別の措置が定められる。

第19条

第三国の代行機関との国境を越える顧客関係に関し、構成国は、その構成国の与信機関及び金融機関に対し、第13条に定める顧客適正評価に加え、以下を要求する：

- (a) その代行機関の事業の性質を全て理解するためにその代行機関に関する十分な情報を収集すること、並びに、公衆が利用可能な情報から、その機関の評判及び監督の質を判断すること；
- (b) その代行機関のAML/CFT管理策を評価すること；
- (c) 新たな顧客関係を構築する前に、最高経営責任者から承認を得ること；
- (d) 各機関の関連する責任を文書化すること；
- (e) 顧客支払口座に関しては、その代行機関が、その代行機関の同一性が確認されたこと、常時適正評価を遂行していること、その顧客が代行機関の口座に対して直接のアクセスをもっていることが満たされており、かつ、その代行機関が、要請に応じて、その顧客機関に対し、関連する適正評価データを提供できることが満たされていること。

第20条

重要な公的地位を有する者との取引または取引関係に関しては、構成国は、義務を負う機関に対し、第13条に定める顧客適正評価に加え、以下を要求する：

- (a) リスクベースの手段を含め、顧客または顧客の実質的支配者が重要な公的地位を有する者であるか否かを判断するための適切なリスク管理体制を設けていること；
- (b) 重要な公的地位を有する者との間の取引関係の場合、以下の措置が適用されること：
 - (i) そのような者との取引関係を構築または継続することについて、最高経営責任者の承認を得ること；
 - (ii) そのような者との取引関係または取引に含まれる財産の原資産及び資金源を確認するための十分な措置を講ずること；
 - (iii) それらの取引関係の拡大された常時監視を実施すること。

第21条

構成国は、義務を負う機関に対し、生命保険証券またはそれ以外の投資関連保険証券の受益者であるか否か、及びまたは、それが必要なときは、受益者の実質的支配者が重要な公的地位を有する者であるか否かを判断するための合理的な措置を講ずることを要求する。これらの措置は、支払いが行われる時点、または、その証券の全部または一部が譲渡される時点よりも遅くない時点で行われる。識別されたより高度なリスクが存在する場合、構成国は、義務を負う機関に対し、第13条に定める顧客適正評価に加え、以下を要求する：

- (a) 保険支払金の支払いの前に、最高経営責任者に対して通知すること；
- (b) 保険証券保有者との取引関係全体について、拡大された吟味を行うこと。

第22条

重要な公的地位を有する者が構成国または第三国によって重要な公的権限を委ねられなくなった場合、または、国際機関によって重要な公的権限を委ねられなくなった場合、義務を負う機関は、少なくとも12か月間、当該の者によって引き続き示されるリスクを考慮に入れることを求められ、かつ、当該の者が重要な公的地位を有する者に特有のリスクをもはや示していないと推定されるようになるまで、適切かつリスク感応型ベースの措置を適用する。

第23条

第20条及び第21条に示す措置は、重要な公的地位を有する者の家族または重要な公的地位を有する者と密接な関係にあると認識される者に対しても適用される。

第24条

構成国は、与信機関及び金融機関に対し、架空銀行との間で顧客関係に入ること、または、その顧客関係を継続することを禁止する。構成国は、それらの機関が、架空銀行によって使用されるその機関の口座を認めていると認識されている与信機関及び金融機関と顧客関係を結ぶことがないこと、または、その顧客関係を継続することがないことを確保するための適切な措置を講ずることを要求する。

第4節 第三者による実施

第25条

構成国は、義務を負う機関に対し、第13条第1項第1副項の(a)、(b)及び(c)に定める顧客適正評価義務に適合するために、第三者に委託することを認めることができる。ただし、これらの義務に適合すべき最終的な責任は、その第三者に委託する義務を負う機関にある。

第26条

1. 本節の目的のために、「第三者」とは、第2条に列挙する義務を負う機関、それらの義務を負う機関を構成員とする団体または連盟、または、それ以外の、構成国内もしくは第三国内に所在し：
 - (a) この指令に定める義務と一貫性のある顧客適正評価義務及び記録保管義務を提供し；かつ、
 - (b) 第6章第2節と一貫性のある方法による監督を受けるこの指令の義務の遵守をもつ機関または個人のことを意味する。
2. 構成国は、義務を負う機関に対し、ハイリスク第三国内で設立されている第三者に委託することを禁止する。構成国は、それらの支店または多数株式保有子会社が、第45条に従い、グループ全体の基本方針及び手続を全て遵守する場合、欧州連合内で設立された義務を負う機関の支店または多数株式保有子会社に対し、その禁止の適用を除外できる。

第27条

1. 構成国は、義務を負う機関が、委託を受けた第三者から、第13条第1項第1副項の(a)、(b)及び(c)に定める顧客適正評価義務と関係する必要な情報を獲得することを確保する。
2. 構成国は、第三者が、要請に応じて、直ちに、識別及び確認データ、並びに、それ以外の、顧客または実質の支配者の同一性に関する文書を提供することを確保するための適切な手立てを、その顧客が指示される義務を負う機関が講ずることを確保する。

第28条

構成国は、ホーム構成国の(グループ全体の基本方針及び手続について)職務権限を有する機関及びホスト構成国の(支店及び子会社について)職務権限を有する機関が、以下の全ての条件に適合する場合、義務を負う機関が、そのグループの計画を介して第26条及び第27条により採択された条項を遵守していると判断できることを確保する：

- (a) その義務を機関が、同じグループの一部である第三者から提供される情報に依拠すること；
- (b) そのグループが、この指令または均等な法令に従い、顧客適正評価措置、記録保管に関する法令、及び、資金洗浄及びテロリスト資金提供に対抗する計画を適用すること；
- (c) (b)に示す義務の効果的な実装が、ホーム構成国または第三国の職務権限を有する機関によって、グループのレベルで監督を受けること。

第29条

本節は、契約上の約定に基づき、アウトソースするサービスプロバイダまたは代理人がその義務を負う機関の一部とみなされるべき場合、アウトソース関係または代理関係には適用されない。

第3章 実質的支配者情報

第30条

1. 構成国は、その構成国の領土内で設立された会社及びそれ以外の法人が、保有利益の詳細を含め、それらの法人の実質的支配者に関する十分であり、正確であり、かつ、現在の情報を獲得し、保管すべきことの要求を受けることを確保する。

構成国は、それらの機関が、第2章に従って義務を負う機関が顧客適正評価措置を実施する際、義務を負う機関に対し、その法律上の支配者に関する情報に加え、実質的な支配者に関する情報の提供要求を受けることを確保する。

2. 構成国は、第1項に示す情報は、適時に、職務権限を有する機関及び FIU によってアクセスされ得ることを要求する。

3. 構成国は、第1項に示す情報が、例えば、商業登記簿、欧州議会及び理事会の指令 2009/101/EC¹ の第3条に示す会社登録簿または公共登録簿のような、各構成国における中央登録簿の中で保管されることを確保する。構成国は、欧州委員会に対し、それらの国内措置の特徴を通知する。そのデータベースに収録される実質的支配者に関する情報は、国内制度に従って収集され得る。

4. 構成国は、第3項に示す中央登録簿内で保管される情報が、十分であり、正確であり、かつ、現在のものであることを要求する。

5. 構成国は、実質的支配者に関する情報が、いかなる場合においても、以下の者のためにアクセス可能であることを確保する：

- (a) いかなる制限もなく、職務権限を有する機関及び FIU；
- (b) 第2章による顧客適正評価の枠組み内において、義務を負う機関；
- (c) 正当な利益を証明し得る個人または組織。

(c)に示す個人または組織は、少なくとも、実質的支配者の名前、誕生の年及び月、国籍及び居住国、並びに、保有利益の性質及び範囲にアクセスする。

本項の目的のために、実質的支配者に関する情報へのアクセスは、データ保護法令に従うものとし、かつ、オンライン登録及び手数料の支払いに服するものとし得る。情報を獲得するためにかかる手数料は、その業務遂行費用を超えることができない。

6. 第3項に示す中央登録所は、関係する機関を修正することなく、職務権限を有する機関及び FIU による適時かつ無限定のアクセスを確保する。その登録所は、顧客適正評価措置を行う際の義務を負う機関による適時のアクセスも認める。

7. 構成国は、職務権限を有する機関及び FIU が、第1項及び第3項に示す情報を別の構成国の職務権限を有する機関及び FIU に対して適時に提供できることを確保する。

8. 構成国は、義務を負う機関が、第2章に従って顧客適正評価義務を満たすために、第3項に示す中央登録簿のみに依拠しないことを要求する。これらの義務は、リスクベースのアプローチを用いて満たされる。

9. 構成国は、そのアクセスが、実質的支配者を詐欺、誘拐、脅迫、暴力もしくは恐喝のリスクに晒す場

¹ その安全性確保措置を均等なものとするために、条約の第48条第2項の意味における会社の構成国から構成員及び第三者の利益の保護のために要求される安全性確保措置の統括に関する欧州議会及び理事会の2009年9月16日の指令 2009/101/EC(OJL 258, 1.10.2009, p.11)

合、または、その実質的支配者が未成年またはその他の無能力者である場合、例外的な状況において、ケースバークースで、実質的支配者に関する情報の全部または一部に対する第5項(b)及び(c)に示すアクセスの例外を定めることができる。本項により認められる例外は、与信機関及び金融機関、並びに、官庁である第2項第1項第3号(b)に示す義務を負う機関に対して適用してはならない。

10. 欧州委員会は、2019年6月26日までに、欧州議会及び理事会に対し、指令2009/101/ECによって設置される欧州中央プラットフォームを介する第3項に示す中央登録所の安全かつ効率的な相互接続を確保するための条件及び技術仕様及び手続を評価する報告書を送付する。それが適切なときは、その報告書には、立法提案を添えるものとする。

第31条

1. 構成国は、その構成国の法律に基づいて規律される明示信託の受託者が、その信託と関連する実質的支配者に関し、十分であり、正確であり、かつ、最新の情報を獲得し、保有することを要求する。その情報は、以下の者の識別名を含める：

- (a) 信託設定者；
- (b) 受託者；
- (c) (該当する場合)信託保護者；
- (d) 受益者または受益者のクラス；及び、
- (e) その信託に対して実効的な支配権を行使する上記以外の自然人。

2. 構成国は、受託者が、受託者として、取引関係を形成し、または、第11条の(b)、(c)及び(d)に定める閾値を超える偶発的な取引を行う場合、受託者がその地位を開示し、かつ、義務を負う機関に対し、適時に、第1項に示す情報を提供することを確保する。

3. 構成国は、第1項に示す情報は、適時に、職務権限を有する機関及びFIUによってアクセスされ得ることを要求する。

4. 構成国は、その信託が課税という結果を生じさせる場合、第1項に示す情報が中央登録所内で保管されることを要求する。中央登録所は、関係する信託の当事者を修正することなく、職務権限を有する機関及びFIUによる適時かつ無限定のアクセスを確保する。その登録所は、第2章による顧客適正評価措置の枠組み内で、義務を負う機関による適時のアクセスも認める。構成国は、欧州委員会に対し、それらの国内の仕組みの特徴を通知する。

5. 構成国は、第4項に示す中央登録簿内で保管される情報が、十分であり、正確であり、かつ、現在のものであることを要求する。

6. 構成国は、義務を負う機関が、第2章に従って顧客適正評価義務を満たすために、第4項に示す中央登録簿のみに依拠しないことを要求する。これらの義務は、リスクベースのアプローチを用いて満たされる。

7. 構成国は、職務権限を有する機関及びFIUが、第1項及び第4項に示す情報を別の構成国の職務権限を有する機関及びFIUに対して適時に提供できることを確保する。

8. 構成国は、本条に定める措置が信託類似の組織構造または機能をもつ別のタイプの法人格のある団体に適用されることを確保する。

9. 欧州委員会は、2019年6月26日までに、中央登録所の安全かつ効率的な相互接続を確保するための条件及び技術仕様及び手続を評価する報告書を送付する。それが適切なときは、その報告書に

は、立法提案を添えるものとする。

第4章 通報義務

第1節 一般規定

第32条

1. 各構成国は、資金洗浄及びテロリスト資金提供を防止し、検知し、そして、これと効果的に闘うために、FIUを設置する。
2. 構成国は、欧州委員会に対し、書面により、その構成国の関係FIUの名称及び住所を通知する。
3. FIUは、その運用上、独立であり、かつ、自律的である。それは、特定の情報を解析し、要求し、そして、配布するための自律的な決定を行うことができることを含め、FIUが、その職務を自由に行う権限と能力をもつということを意味する。中央国内ユニットとしてのFIUは、疑わしい取引の通報、並びに、それ以外の、資金洗浄、関連する前提犯罪またはテロリスト資金提供に関する情報を受領し、解析することについて職責を負う。FIUは、資金洗浄、関連する前提犯罪またはテロリスト資金提供を疑うべき根拠が存在する場合、職務権限を有する機関に対し、FIUの解析結果及び追加関連情報を送付することについて職責を負う。FIUは、義務を負う機関から、追加情報を獲得できる。

構成国は、構成国のFIUに対し、その職務を満了するために、財政的、人的及び技術的資源を提供する。

4. 構成国は、FIUが、その職務を適正に満了するためのFIUが要求する財政上、行政上及び法執行上の情報に対し、直接または間接に、適時に、アクセスをもつことを確保する。FIUは、その情報提供の要請が資金洗浄、関連する前提犯罪またはテロリスト資金提供と関連する懸念によって動機付けられている場合、FIUそれぞれの構成国内の職務権限を有する機関からの情報提供の要請に対して応答できる。情報の解析または提供を行う決定権は、FIUにある。
5. そのような情報提供をすることが、現在進行中の捜査または解析に対して負の影響をもち得る場合、または、例外的な状況において、その情報を開示することが、自然人もしくは法人の正当な利益と明らかに比例していない場合、もしくは、その情報が要請された目的との関係で無関係の場合、FIUは、情報提供を求める要請に従うべき義務を負わない。
6. 構成国は、職務権限を有する機関に対し、本条に従って提供された情報の利用に関し、及び、その情報に基づいて遂行された捜査または調査の結果に関し、FIUに対するフィードバックの提供を要求する。
7. 構成国は、取引が資金洗浄またはテロリスト資金提供と関連するとの疑いがある場合、FIUが、その取引を解析し、その疑いを確認し、そして、職務権限を有する機関に対してその解析結果を提供するため、進行中の取引を停止させ、または、その同意を保留するための直接または間接の緊急活動を行う権限を与えられる。FIUは、別の構成国のFIUから要請があるときは、その要請を受けたFIUの国内法に定める期間内で、かつ、その国内法に定める条件に基づき、直接または間接にそのような活動を行う権限を与えられる。
8. FIUの解析権能は、以下の解析によって構成される：
 - (a) 受領した情報の開示のタイプ及び分量並びに提供の後に予想される情報の利用により、個々の

- 事案もしくは特定の対象、または、選択された情報に焦点を当てた業務遂行上の解析;並びに、
- (b) 資金洗浄及びテロリスト資金提供の傾向及びパターンに対応する戦略的な解析。

第33条

1. 構成国は、義務を負う機関に対し、並びに、それが適用可能なときは、その機関の役職者及び従業員に対し、以下のことを積極的に行うことによって、全面的に協力することを要求する:
 - (a) 義務を負う機関が、それに含まれる額に拘らず、資金が犯罪活動の収益であり、または、テロリスト資金提供と関係するものであることを認識し、その疑いを持ち、または、それを疑う合理的な根拠をもつ場合、その機関自身の発意により、または、そのような事案において追加情報を求めるFIUからの要請に積極的に応じて、報告書を提出することによる場合を含め、FIUに対して情報提供すること;並びに、
 - (b) 適用可能な法律によって定められた手続に従い、要請に応じて、FIUに対し、直接または間接に、必要な全ての情報を提供すること。

取引の試みを含め、全ての疑わしい取引は、通報されるものとする。
2. 第8条第4項の(a)に従って指定される者は、その情報の送付元である義務を負う機関が設立されている構成国のFIUに対し、本条第1項に示す情報を送付する。

第34条

1. 第33条第1項からの特例により、構成国は、第2条第1項第3号の(a)、(b)及び(d)に示す義務を負う機関の場合において、関係する業種の適切な自主規制団体を、第33条第1項に示す情報を受領する機関として指定できる。

第2項を妨げることなく、指定された自主規制団体は、本項第1副項に示す場合において、FIUに対し、積極的に、かつ、取捨選択することなく、その情報を転送する。
2. 構成国は、公証人、それ以外の独立の法律専門職、会計監査人、外部会計監査人及び税理士に対し、それらの者がそれらの者の顧客の法的地位を確認する際、または、その訴訟手続の前、その間、または、その後その情報を受領または獲得したかの別を問わず、その訴訟手続の提起もしくは回避に関する助言を提供する場合を含め、その訴訟手続において、もしくは、その顧客が関与している訴訟手続において、弁護または代理の職務を遂行する際、それらの者がそれらの者の顧客のいずれかから受領し、または、その顧客のいずれかに関して獲得した情報と関連するような適用除外の範囲内に厳格に限り、第33条第1項に定める義務を適用しない。

第35条

1. 構成国は、義務を負う機関に対し、第33条第1項第1副項の(a)による必要な活動を完了するまでの間、並びに、関連構成国の法律に従い、FIUまたは職務権限を有する機関からの別の特別の指示を完遂するまでの間、犯罪活動からの収益またはテロリスト資金提供と関係するものとそれらの機関が認識し、または、その疑いをもつ取引の実行を控えることを要求する。
2. 第1項に示す取引の実行を控えることが不可能であり、または、疑わしい業務処理の受益者を突き

止めるための努力を頓挫させるおそれがある場合、関係する義務を負う機関は、FIU に対し、事後的に、直ちに、通知する。

第36条

1. 構成国は、第48条に示す職務権限を有する機関によって義務を負う機関に関して行われる検査の過程において、または、それ以外の場合において、その職務権限を有する機関が、資金洗浄またはテロリスト資金提供と関係し得る事実を発見した場合、その機関が、FIU に対し、積極的に通知することを確保する。
2. 構成国は、法律または規則によって、株取引、外国為替及び金融派生商品市場を監視するための権限を与えられた監督機関が、資金洗浄またはテロリスト資金提供と関係し得る事実を発見した場合、その機関が、FIU に対し、通知することを確保する。

第37条

義務を負う機関による、または、そのような義務を負う機関の従業者もしくは役職者による第33条及び第34条に従って行われる善意の情報開示は、契約により課され、または、立法、規則もしくは行政規則上の条項により課される情報開示の制限の違反行為を構成するものとはならず、かつ、その義務を負う機関に対し、または、その機関の役職者もしくは従業者に対し、それらの者が背後にある犯罪活動の詳細を認識していなかったような場合においても、また、その違法行為が現実には発生したか否かを問わず、いかなる法的責任も負わせることとはならない。

第38条

構成国は、義務を負う機関の従業者及び代表者を含め、資金洗浄またはテロリスト資金提供の疑いを内部的にまたは FIU に対して通報する個人が、脅威または報復行為に晒されることから保護され、かつ、とりわけ、不利な雇用行為または差別的な雇用行為から保護されることを確保する。

第2節 開示の禁止

第39条

1. 義務を負う機関並びにその役職者及び従業者は、関係する顧客またはそれ以外の第三者に対し、第33条または第34条に従って情報が送付されること、または、送付されることになること、または、資金洗浄もしくはテロリスト資金提供の解析が行われていること、もしくは、行われることになる可能性があることを開示してはならない。
2. 第1項に定める禁止は、自主規制団体を含め、職務権限を有する機関に対する開示、または、法執行の目的のための開示を含まない。
3. 第1項に定める禁止は、それらの支店もしくは多数株式保有の子会社が、第45条に従い、グループ内の情報共有の手続きを含め、グループ全体の基本方針及び手続を全て遵守している限り、かつ、

グループ全体の基本方針及び手続が、この指令中に定める義務を遵守するものである限り、与信機関と金融機関との間の開示、または、これらの機関と第三国に所在するその支店もしくは多数株式保有の子会社との間の開示を禁止しない。

4. 第1項に定める禁止は、第2条第1項第3項の(a)及び(b)に示す義務を負う機関またはこの指令に定める義務と均等な義務を課す第三国の組織の間の開示であって、従業者としての行動であるか否かを問わず、その者が帰属する法人または法人格のある組織内でその業務上の活動を遂行する者であり、かつ、共通の保有関係、経営または法令遵守管理策を共有する者の間における開示を妨げない。
5. 第2条第1項第1項、第2項、第3項の(a)及び(b)に示す義務を負う機関に関し、複数の義務を負う機関が関与する同一の顧客及び同一の取引と関連する場合、本条第1項に示す禁止は、それらの機関が構成国内にある機関であり、または、この指令に定める義務と均等な義務を課す第三国内の機関であること、かつ、それらの機関が、同一の業種に属するものであり、かつ、業務上の義務及び個人データに関する義務に服するものであることを条件として、関連する義務を負う機関の内部における開示を妨げない。
6. 第2条第1項第3項の(a)及び(b)に示す義務を負う機関は、その顧客に対して違法な活動に関与することを断つべきことを要求する場合、そのことは、本条の第1項の意味における開示を構成しない。

第5章 データ保護、記録保存及び統計データ

第40条

1. 構成国は、義務を負う機関に対し、FIU またはそれ以外の職務権限を有する機関による、資金洗浄またはテロリスト資金提供であり得る行為の防止、検知及び捜査の目的のために、国内法に従い、以下の文書及び情報を保存することを要求する：

- (a) 顧客適正評価の場合、第2章に定める顧客適正評価義務の遵守のために必要となる文書及び情報の複製、その顧客との取引関係の終了後、または、偶発的な取引の後、5年の期間内；
- (b) 適用可能な国内法に基づき、司法手続の中で許容される文書の原本を構成する支援証拠及び取引記録であって、取引を特定するために必要なもの、その顧客との取引関係の終了後、または、偶発的な取引の後、5年の期間内。

第1副項に示す保存期間の満了の場合、義務を負う機関が更にデータを保存できる条件または保存すべき条件を定めることについて国内法によって別異に定められていない限り、構成国は、義務を負う機関が個人データを削除することを確保する。構成国は、そのような更なる保存の必要性及び比例性の包括的な評価を行った後、更なる保存を認め、または、それを要求でき、そして、資金洗浄またはテロリスト資金提供の防止、検知または捜査のためにそれが必要なものであることが正当化されると判断できる。更なる保存は、5年の追加期間を超えることができない。

2. 2015年6月25日の時点で、構成国において資金洗浄またはテロリスト資金提供が疑われる行為の防止、検知、捜査または訴追に関する裁判手続が係属中であり、かつ、義務を負う機関が、それらの係属中の手続と関係する情報または文書を保管している場合、その義務を負う機関は、国内法に従い、2015年6月25日から5年の期間内、当該情報または当該文書を保存できる。構成国は、進行中の刑事捜査及び裁判手続に適用される証拠に関する国内刑事法を妨げることなく、テロリスト資金提供が疑われる行為の防止、検知、捜査または訴追のために、そのような更なる保存の必要性及び比例性が認

められる場合、更に5年間、そのような情報または文書の保存を認め、または、それを要求できる。

第41条

1. この指令に基づく個人データの処理は、国内法に国内法化されたものとしての指令 95/46/EC に服する。この指令により、欧州委員会または ESA によって処理される個人データは、規則(EC) No 45/2001 に服する。
2. 個人データは、第1条に示す資金洗浄及びテロリスト資金提供の防止の目的のためにのみ、この指令に基づき、義務を負う機関によって処理され、かつ、それらの目的と適合しないいかなる方法によっても別の目的のために処理されてはならない。商業目的のような別の目的のためのこの指令に基づく個人データの処理は、禁止される。
3. 義務を負う機関は、取引関係を構築し、または、偶発的な取引を行う前に、指令95/46/ECの第10条により求められる情報を新たな顧客に対して提供する。その情報は、とりわけ、この指令に基づき、この指令の第1条に示す資金洗浄及びテロリスト資金提供の防止の目的のために個人データを処理すべき義務を負う機関の法的義務に関する一般的な告知を含める。
4. 第39条第1項に定める開示の禁止を適用する際、構成国は、その全部または一部の制限が、以下のために、関係する者の正当な利益を適正に配慮し、民主主義社会において必要かつ比例的な措置を構成する範囲内で、彼または彼女と関係する個人データにデータ主体がアクセスする権利の全部または一部を制限する立法措置を採択できる：
 - (a) 義務を負う機関または職務権限を有する機関が、この指令の目的のために適正にその職務を果たすため；または、
 - (b) この指令の目的のための行政上または法務上の、照会、解析、調査または手続の妨げを避けるため、並びに、資金洗浄及びテロリスト資金提供の防止、捜査及び検知が危険に晒されないことを確保するため。

第42条

構成国は、その構成国の義務を負う機関が、当該照会の前5年間、特定の者との取引関係を維持しているかどうか、または、維持されていたかどうかに関し、並びに、その取引関係の性質に関し、その構成国の国内法に従い、その構成国の FIU またはそれ以外の機関からの照会に対し、安全な経路を介して、かつ、その照会の機密性を完全に確保する方法により、その義務を負う機関が全て対応できるようにする制度を設けることを確保する。

第43条

第1条に示す資金洗浄及びテロリスト資金提供の防止の目的のためのこの指令に基づく個人データの処理は、指令 95/46/EC に基づく公共の利益に関する事柄であるとみなされる。

第44条

1. 構成国は、第7条によるリスク評価の準備に貢献する目的のために、その制度の有効性と関連する事項に関する包括的な統計を維持することにより、その構成国が、資金洗浄及びテロリスト犯罪と闘うためのその構成国の制度の有効性を見直すことができることを確保する。
2. 第1項に示す統計は、以下のデータを含める：
 - (a) 組織数及び個人数並びに個々の部門の経済的重要性を含め、この指令の適用範囲内にある異なる諸部門の規模及び重要性を測定するデータ；
 - (b) FIU に対して行われた疑わしい取引の通報の数、その通報に対して行われた事後措置の数、並びに、年単位で、調査された案件の数、訴追された者の数、資金洗浄またはテロリスト資金提供により有罪とされた者の数、その情報が利用可能な場合には、前提犯罪のタイプ、並びに、凍結され、押収され、または、没収された財産のユーロによる価額を含め、国内 AML/CFT 制度の通報段階、調査段階及び法務段階を測定するデータ；
 - (c) 利用可能な場合、義務を負う機関が提供した通報の有用性及び事後措置を詳述する義務を負う機関宛ての年次報告書と共に、別の調査から得られる通報の数及び比率を示すデータ；
 - (d) FIU により受領され、拒否され、及び、その全部または一部に回答された国境を越える情報提供の要請の数に関するデータ。
3. 構成国は、その統計の統合された報告書が公表されることを確保する。
4. 構成国は、欧州委員会に対し、第2項に示す統計を送付する。

第6章 基本方針、手続及び監督

第1節 内部手続、訓練及びフィードバック

第45条

1. 構成国は、グループの一員である義務を負う機関に対し、個人データ保護方針並びに AML/CFT の目的のためのグループ内における情報共有のための基本方針及び手続を含め、グループ全体の基本方針及び手続を実装することを要求する。これらの基本方針及び手続は、構成国内及び第三国内の支店及び多数株式保有子会社のレベルにおいて、効果的に実装されるものとする。
2. 構成国は、義務を負う機関に対し、別の構成国内で業務を行う事業所が、この指令を国内法化する当該別の構成国の国内法上の条項を当該事業所が遵守することを確保することを要求する。
3. 構成国は、義務を負う機関が、そのミニマムの AML/CFT 義務がその構成国の義務よりも厳格ではない第三国内に所在する支店または多数株式保有子会社をもつ場合、その機関の第三国内に所在する支店及び多数株式保有子会社が、その第三国の法律が許容する範囲内で、データ保護を含め、その構成国の義務を実装することを確保する。
4. 構成国及び ESA は、第三国の法律が第1項に基づいて要求される基本方針及び手続の実装を許容しないことについて、相互に情報提供する。その場合、解決を得るための共同活動が行われ得る。
5. 構成国は、第三国の法律が第1項に基づいて要求される基本方針及び手続の実装を許容しない場合、義務を負う機関に対し、当該第三国内に支店及び多数株式保有子会社が資金洗浄またはテロリ

スト資金提供のリスクを効果的に取り扱うための追加的な措置を適用することを確保し、かつ、その機関のホーム構成国の職務権限を有する機関に対して情報提供することを要求する。その追加的な措置が十分ではない場合、そのホーム構成国の職務権限を有する機関は、そのグループが取引関係を構築しないこと、もしくは、それを終了させること、取引を実行しないことを要求すること、並びに、それが必要なときは、そのグループに対してその第三国内の業務を終了させることを要求することを含め、追加的な監督行為を実施する。

6. ESA は、第5項に示す追加的な措置のタイプ、並びに、第三国の法律が第1項及び第3項に基づいて要求される措置の実装を許容しない場合において与信機関及び金融機関によって行われるべきミニマムの行為を定める法定技術基準案を策定する。

ESA は、欧州委員会に対し、2016年12月26日までに、第1副項に示す法定技術基準案を送付する。

7. 規則(EU) No 1093/2011 の第10条ないし第14条、規則(EU) No 1094/2010 及び規則(EU) No 1095/2010 に従い、本条第6項に示す法的技術基準を採択する権限は、欧州委員会に委任される。

8. 構成国は、グループ内における情報共有を許容することを確保する。資金が犯罪活動の収益である疑い、または、資金がテロリスト資金提供と関連する疑いに関し、FIU に通報される情報は、FIU から別異の指示を受けない限り、グループ内で共有される。

9. 構成国は、支店以外の形態で、その構成国の領土上で設立され、別の構成国内にその主たる事業所が所在する指令 2009/110/EC の第2条第3号に定義する電子マネー発行者及び指令 2007/64/EC の第4条第9号に定義する決済サービスプロバイダに対し、それを指定する機関の代わりに AML/CFT 法令を遵守し、かつ、要請に応じて、職務権限を有する機関に対して文書及び情報を提供することによる場合を含め、職務権限を有する機関による監督を容易にすることを確保するため、その構成国の領土内における中央連絡場所を指定することを要求できる。

10. ESA は、第9項により中央連絡場所を指定する際の事情、及び、その中央連絡場所がどのような機能を果たすべきか決定するための基準に関する法定技術基準案を策定する。

11. 規則(EU) No 1093/2011 の第10条ないし第14条、規則(EU) No 1094/2010 及び規則(EU) No 1095/2010 に従い、本条第10項に示す法的技術基準を採択する権限は、欧州委員会に委任される。

第46条

1. 構成国は、義務を負う機関に対し、関連するデータ保護上の義務を含め、この指令により採択される条項をその従業者に周知するため、その機関のリスク、性質及び規模と比例した措置を講ずることを要求する。

それらの措置は、資金洗浄またはテロリスト資金提供と関連し得る業務遂行を従業者に認識させる助けとするため、及び、そのような場合においてどのように業務遂行されるべきかに関して従業者に指示するための特別の現場訓練プログラムにその従業者を参加させることを含める。

第2条第1項第3号に列挙する類型のいずれかの範囲内にある自然人が、法人の従業者として、その職業上の活動を遂行する場合、本節の義務は、その自然人ではなく、法人に対して適用される。

2. 構成国は、義務を負う機関が、資金洗浄者及びテロリストのための資金提供者の実際のやり口、並びに、疑わしい取引の認知を導く徴候に関する最新の情報へのアクセスをもつことを確保する。

3. 構成国は、それが実際的であるときは、資金洗浄またはテロリスト資金提供の疑いの通報の有用性

に関する適時のフィードバック及び事後措置が、義務を負う機関に対して提供されることを確保する。

4. 構成国は、それが適用可能なときは、義務を負う機関が、この指令を遵守するために必要となる法律、規則及び行政規則の実装について職責を負う経営陣の構成員を定めることを要求する。

第2節 監督

第47条

1. 構成国は、両替所、小切手現金交換所及び信託サービスプロバイダが登録されまたは許可されること、並びに、ギャンブリングサービスプロバイダが規制を受けることを確保する。

2. 構成国は、職務権限を有する機関に対し、第1項に示す組織における経営権を握る者、または、その組織の実質的支配者が、適格かつ適正な者であることを確保することを要求する。

3. 第2条第1項第3号の(a)、(b)及び(d)に示す義務を負う機関に関し、構成国は、職務権限を有する機関が、関連分野において、または、その義務を負う機関の経営権を握っていること、もしくは、実質的支配者であることと関係して、有罪となることを避けるために必要な措置を講ずることを確保する。

第48条

1. 構成国は、職務権限を有する機関に対し、この指令の遵守を効果的に監視し、かつ、それを確保するために必要となる措置を講ずることを要求する。

2. 構成国は、職務権限を有する機関が、遵守の監視及び検査の遂行と関連する情報の提供を強制する権限を含め、十分な権限をもつこと、及び、その機関の権能を遂行するための十分な資金的、人的及び技術的な資源をもつことを確保する。構成国は、それらの機関の職員が、秘密及びデータ保護に関する水準を含め、職業上の高度な水準を維持し、高度な完全性をもつ者であり、かつ、適切に技能をもつ者であることを確保する。

3. 与信機関、金融機関及びギャンブリングサービスプロバイダの場合、職務権限を有する機関は、拡大された監督権限をもつ。

4. 構成国は、義務を負う機関が事業所を運営する構成国の職務権限を有する機関が、この指令を国内法化する当該構成国の国内条項をその事業所が尊重することを監督することを確保する。第45条第9項に示す事業所の場合、その監督は、重大な違反行為に対応するための迅速な対処を要求する適切かつ比例的な措置を講ずることを含めることができる。これらの措置は、一時的なものであり、かつ、第45条第2項に従い、義務を負う機関のホーム構成国の職務権限を有する機関の支援を得る場合、または、その機関と協力する場合を含め、特定された違反行為に対する対応が行われた時に終了する。

5. 構成国は、義務を負う機関が事業所を運営する構成国の職務権限を有する機関が、この指令の義務の効果的な監督を確保するために、その義務を負う機関が主たる事業所をもつ構成国の職務権限を有する機関と協力することを確保する。

6. 構成国は、リスクベースのアプローチを監督に適用する際、その職務権限を有する機関が、以下であることを確保する：

(a) その構成国内において示されている資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクについて、明確な

理解をもち;

- (b) その義務を負う機関の顧客、製品及びサービスと関係する特定の国内的なリスク及び国際的なリスクに関する全ての関連情報への現場におけるアクセス及び外部アクセスをもち;かつ、
 - (c) 義務を負う機関のリスクプロファイルに関し、及び、その構成国内における資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクに関し、現場における監督及び外部からの監督の頻度及び負荷の度合いを基礎とすること。
7. 不遵守のリスクを含め、義務を負う機関の資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクプロファイルの評価は、定期的に、及び、その経営及び業務遂行に大きな出来事または発展がある場合の両者において、見直される。
8. 構成国は、職務権限を有する機関が、義務を負う機関に対して許容する裁量の程度を考慮に入れること、そして、その裁量を支えるリスク評価、内部的な基本方針、管理策及び手続の十分性及びその実装を適切に見直すことを確保する。
9. 第2条第1項第3号の(a)、(b)及び(d)に示す義務を負う機関の場合、構成国は、それらの自主規制団体が本条第2項を遵守すること条件として、本条第1項に示す権能が自主規制団体によって遂行されることを認めることができる。
10. ESA は、2017年6月26日までに、規則(EU) No 1093/2011の第16条、規則(EU) No 1094/2010及び規則(EU) No 1095/2010に従い、監督のためのリスクベースのアプローチの特性、及び、リスクベースの監督を実施する際に講じられるべき手立てに関する、職務権限を有する機関宛ての運用指針を発行する。企業の性質及び規模を特に考慮に入れ、それが適切かつ比例的であるときは、特別の措置が定められる。

第3節 協力

第1副節 国内協力

第49条

構成国は、基本方針策定者、FIU、監督機関及びそれ以外の AML/CFT に関与する職務権限を有する機関が、第7条に基づくそれらの機関の義務を満たすための場合を含め、資金洗浄及びテロリスト資金提供と闘うための基本政策及び活動の発展及び実装と関係して、それらの機関が国内的に協力及び共同できるようにするための効果的な仕組みをもつことを確保する。

第2副節 ESA との協力

第50条

職務権限を有する機関は、ESA に対し、この指令に基づく ESA の職務を ESA が遂行できるようにするために必要となる全ての情報を提供する。

第3副節 FIU間の協力及び欧州委員会との協力

第51条

欧州委員会は、欧州連合内のFIU間の情報交換を含め、共同活動を用意するために必要となり得るような支援を供与する。欧州委員会は、FIU間の意見交換の協力を容易にし、そして、FIU及び通報をする機関と関連する実装上の問題に関し、並びに、FIUの効果的な協力、国境を越える場面における疑わしい取引の識別、FIU.net またはその後継ネットを介する通報フォーマットの標準化、国境を越える案件の共同解析、国内レベル及び多国間レベルにおける資金洗浄及びテロリスト資金提供のリスクの評価と関連する傾向及び要素の識別のような、協力活動と関連する問題に関し、助言を提供するため、構成国のFIUからの代表によって構成される欧州連合FIUプラットフォームの会合を定期的に招集できる。

第52条

構成国は、FIUが、その組織上の立場に拘らず、可能な限り大きな範囲で、相互に協力することを確保する。

第53条

1. 構成国は、資金洗浄及びテロリスト資金提供と関連して、並びに、情報交換の時点においては関係があり得ることが識別されていないタイプの前提犯罪の場合であっても、それらに関与する自然人または法人と関連してFIUによって行われる情報の処理及び解析のために関係のあり得る情報を、FIUが、自発的に、または、要請に応じて、交換することを確保する。

その要請は、関連する事実、背景事情の情報、要請の理由、及び、求める情報がどのように使用されるのかを含める。とりわけ、FIU.net またはその後継ネットを介する交換に関し、FIU間においてそのように合意されている場合、別の交換の仕組みが適用される。

別の構成国が関係する第33条第1項第1副項の(a)による通報をFIUが受ける場合、そのFIUは、当該構成国のFIUに対してその通報を転送する。

2. 構成国は、要請を受けるFIUが、別のFIUからの第1項に示す情報の要請に対して回答する際、情報の受領及び解析のためにそのFIUが国内的に通常使用するその利用可能な権限を全面的に使用することを求められることを確保する。要請を受けるFIUは、適時の方法で回答する。

別の構成国内で設立され、その領土上で業務遂行する義務を負う機関から追加情報をFIUが獲得することを求める場合、その要請は、その義務を負う機関が設立されている領土のある構成国のFIUに宛てるものとする。そのFIUは、迅速に、その要請と回答を送付する。

3. FIUは、その情報交換が、その構成国の国内法の基本原則に反し得る例外的な場合においてのみ、情報交換を拒否できる。それらの例外は、解析の目的のための支障のない情報交換の濫用、及び、その不適切な制限を防止する方法で定められる。

第54条

第52条及び第53条によって受領する情報及び文書は、この指令に定めるFIUの職務を達成するために使用される。第52条及び第53条による情報及び文書を交換する際、送付元であるFIUは、当該情報の使用のための制限及び条件を課すことができる。受領者であるFIUは、それらの制限及び条件を遵守する。

第55条

1. 構成国は、第52条及び第53条による情報交換が、それが求められまたは提供された目的のためにのみ使用されることを確保し、かつ、別の機関、部局または部署に対する受領者であるFIUによる情報の配布、または、当初承認された目的を超える目的のためのその情報の何らかの使用が、その情報の提供元であるFIUによる事前の同意に服するものとされることを確保する。
2. 構成国は、職務権限を有する機関に対する情報の配布についての要請先FIUの事前同意が迅速に、かつ、可能な限り与えられることを確保する。要請先のFIUは、同意の拒否がAML/CFT条項の適用範囲外であるような場合、犯罪捜査の阻害を導き得る場合、自然人もしくは法人または要請先FIUの構成国の正当な利益にとって明らかに不適切であるような場合、または、当該構成国の国内法の基本原則に従っていないようであるような場合を除き、その配布の同意を拒否してはならない。そのような同意を与えることの拒否は、適切に説明されるものとする。

第56条

1. 構成国は、その構成国のFIUに対し、FIU間の通信について、防護された経路を使用することを要求し、かつ、FIU.net またはその後継ネットの使用を推奨する。
2. 構成国は、この指令に定めるそれらの職務を満了するために、その構成国のFIUが、その構成国の国内法に従い、最先端の技術を適用して協力することを確保する。それらの技術は、別の構成国においてFIUが関心をもつ主体を検出し、その主体の収益及び資金を識別することを目的として、個人データの保護を完全に確保することによって、匿名化された方法により、そのFIUのデータと、別のFIUのデータとをマッチさせるために、FIUに対して認められる。

第57条

税犯罪の国内法上の定義の間の相違は、その構成国の国内法の下で可能な限り最大の範囲で、情報を交換し、または、別のFIUに対して支援を提供するためのFIUの権限を損なわない。

第4節 制裁

第58条

1. 構成国は、義務を負う機関が、本条及び第59条ないし第61条に従い、この指令を国内法化する国

内条項の違反行為について法的責任を負い得ることを確保する。その結果としての制裁または措置は、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のあるものとする。

2. 刑事制裁を定め、これを科す構成国の権利を妨げることなく、構成国は、この指令を国内法化する国内条項の違反行為に関し、行政制裁及び行政措置を定め、その構成国の職務権限を有する機関が、その行政制裁及び行政措置を課すことを確保し、かつ、それらが適用されることを確保する。

構成国は、その構成国の国内法における刑事制裁に服する違反行為について、行政制裁または行政措置を定めることを決定できない。その場合、構成国は、欧州委員会に対し、関連する刑事法の条項を通知する。

3. 構成国は、法人に対し義務が適用される場合、この指令を国内法化する国内条項の違反行為の場合において、経営陣の構成員に対し、及び、それ以外の、国内法に基づき、その違反行為について責任を負う自然人に対し、制裁及び措置が適用され得ることを確保する。

4. 構成国は、職務権限を有する機関が、その機関の権能を行使するために必要となる全ての監督権限及び調査権限をもつことを確保する。

5. 職務権限を有する機関は、以下のいずれかの方法により、この指令及び国内法に従い、行政制裁及び行政措置を課す権限を行使する：

- (a) 直接に；
- (b) 別の機関と共同して；
- (c) その職責の下で、そのような別の機関への委任により；
- (d) 職務権限を有する司法機関への申立てにより。

第59条

1. 構成国は、少なくとも、以下の各条に定める義務の、重大で、反復性があり、組織的であり、または、それらの組み合わせによる、義務を負う機関の側の違反行為に対し、本条を適用することを確保する：

- (a) 第10条ないし第24条(顧客適正評価)；
- (b) 第33条、第34条及び第35条(疑わしい取引の通報)；
- (c) 第40条(記録の保管)；並びに
- (d) 第45条及び第46条(内部管理)。

2. 構成国は、第1項に示す場合において、適用され得る行政制裁及び行政措置が、少なくとも、以下のものを含めることを確保する：

- (a) 自然人または法人及び違反行為の性質を示す公表；
- (b) その自然人または法人に対し、行為をやめること、及び、その行為の反復を断つことを要求する命令；
- (c) 義務を負う機関が認可に服する場合、その認可の取消しまたは停止；
- (d) 義務を負う機関内において経営上の責任を負う者に対し、または、それ以外の、その違反行為について責任を負う者に対し、義務を負う機関内において経営上の権限を行使することの一時的な禁止；
- (e) 収益額を確定し得る場合、違反行為から得られた収益額の少なくとも2倍の額、または、少なくとも、100万ユーロの額の行政制裁金。

3. 構成国は、第2項(e)の特例により、義務を負う機関が与信機関または金融機関である場合、以下の

制裁を適用し得る：

- (a) 法人の場合、少なくとも、500万ユーロの最高額、または、経営陣によって承認された利用可能な直近の決済に従い年総売上額の10%の額の行政制裁金；その義務を負う機関が、親企業である場合、または、指令2013/34/EUの第22条に従い連結財務諸表を準備することを要求される親会社の子会社である場合、関連する年売上総額は、その経営陣または最終親企業によって承認された利用可能な連結財務諸表により、関連する決算指令に従い、年売上総額または対応するタイプの収入額とする；
 - (b) 自然人の場合、少なくとも、500万ユーロの最高額、または、その通貨がユーロではない構成国の場合、2015年6月25日における国内通貨の対応する価値をもつ額の行政制裁金。
4. 構成国は、職務権限を有する機関に対し、第2項の(a)ないし(d)に示す行政制裁金に加え、付加的なタイプの行政制裁を課し、または、第2項の(e)及び第3項に示す額を超過する行政制裁金を課す権限を与えることができる。

第60条

1. 構成国は、この指令を国内法化する国内条項の違反行為に対して行政制裁または行政措置を課す決定であって、不服申立のないものが、その制裁を受ける者に対するその決定の通知の後、職務権限を有する機関によって、その機関の公式 Web サイト上で直ちに公表されることを確保する。その公表内容は、少なくとも、違反行為のタイプ及び性質、並びに、責任を負う者の識別名を含める。構成国は、犯罪捜査の性質をもつ措置を課す決定にはこの副項を適用すべき義務を負わない。

第1副項に示す責任を負う者の識別名の公表、または、そのような者の個人データを公表することが、そのようなデータの公表の比例性に関して行われるケースバークエースの評価に従い、職務権限を有する機関によって不適切であると判断される場合、または、公表することが、金融市場の安定性または進行中の犯罪捜査を危険に晒す場合、職務権限を有する機関は：

- (a) 公表しない理由が存在しなくなる時まで、行政制裁または行政措置を課す決定の公表を遅らせ；
- (b) そのような匿名による公表が関係する個人データの効果的な保護を確保するものである場合、国内法に従った方法により匿名化した上で、行政制裁または行政措置を課す決定を公表し；匿名化した上で行政制裁または行政措置を公表することを決定する場合、匿名化して公表する理由がその期間内に存在しなくなることを予見されるときは、合理的な期間内、関連データの公表を遅らせ；
- (c) (a)及び(b)に定める選択肢が以下を確保するためには不十分であると判断されるときは、行政制裁または行政措置を課す決定を全く公表しない：
 - (i) 金融市場の安定性が危険に晒されることがないようであること；または、
 - (ii) 軽微な性質をもつと判断される措置に関する決定を公表することの比例性。

2. 構成国が、不服申立てのある決定の公表を許容する場合においても、職務権限を有する機関は、その公式 Web サイト上において、直ちに、その情報及びその不服申立ての結果に関するその後の情報を公表する。更に、行政制裁または行政措置を課す従前の決定を取消す決定も公表される。

3. 職務権限を有する機関は、本条による公表が、その公表後、5年間、その公式 Web サイト上に存続することを確保する。ただし、その公表に含まれる個人データは、適用可能なデータ保護法令に従って必要な期間内においてのみ、その職務権限を有する機関の公式 Web サイト上で維持される。

4. 構成国は、行政制裁または行政措置のタイプ及び程度を決定する際、職務権限を有する機関が、適用可能な場合には、以下の事情を含め、全ての関連する事情を考慮に入れることを確保する：
- (a) 違反行為の重さ及び期間；
 - (b) 責任を負う自然人または法人の責任の程度；
 - (c) 例えば、責任を負う法人の総売上額または責任を負う自然人の年収によって示される責任を負う自然人または法人の金銭的負担力；
 - (d) それが確定され得る限り、責任を負う自然人または法人による違反行為から得られた収益；
 - (e) それが確定され得る限り、その違反行為によって第三者に生じた損失；
 - (f) 責任を負う自然人または法人の職務権限を負う機関への協力の程度；
 - (g) 責任を負う自然人または法人による従前の違反行為。
5. 構成国は、個人的に行動し、または、その法人の機関の一部として行動し、以下のいずれかに基づき、その法人内において主導的な立場をもついずれかの者によって、その法人の利益のために実行された第59条第1項に示す違反行為に関し、法人が法的責任を負い得ることを確保する：
- (a) その法人を代表する権限；
 - (b) その法人の代わりに判断を行う権限；または、
 - (c) その法人内において支配権を行使する権限。
6. 構成国は、本条の第5項に示す者による監督または支配の欠如の結果、その権限の下にある者による当該法人の利益のための第59条第1項に示す違反行為のいずれかを実行可能なものとさせた場合、法人が法的責任を負い得ることも確保する。

第61条

1. 構成国は、職務権限を有する機関が、この指令を国内法化する国内条項の潜在的または現実の違反行為を、職務権限を有する機関に対して通報することを奨励するための効果的かつ信頼性のある仕組みを構築することを確保する。
2. 第1項に示す仕組みは、少なくとも、以下のものを含める：
- (a) 違反行為の通報の受領及びその事後措置のための特別の手続；
 - (b) 義務を負う機関内で実行された違反行為を通報する義務を負う機関の従業者またはそれと同等の立場にある者のための適切な保護；
 - (c) 告発された者のための適切な保護；
 - (d) 指令 95/46/EC に定める基本原則を遵守し、違反行為を通報する者及び違反行為について責任を負うと主張される自然人の両者と関係する個人データの保護；
 - (e) 更なる捜査またはその後の裁判手続の過程において国内法によって開示が要求される場合を除き、義務を負う機関内において実行された違反行為を通報する者と関連して、いかなる場合においても秘密が保障されることを確保する明確な規則。
3. 構成国は、義務を負う機関に対し、関係する義務を負う機関の性質及び規模に比例する特別の独立性及び匿名性のある経路を介して内部的に違反行為を通報するその機関の従業者またはそれと同等な立場にある者のための適切な手続を設けることを要求する。

第62条

1. 構成国は、その構成国の職務権限を有する機関が、ESA に対し、その制裁と関連する不服申立て及びその結果を含め、与信機関及び金融機関に対し第58条及び第59条に従って課された全ての行政制裁及び行政措置を通知することを確保する。
2. 構成国は、その構成国の職務権限を有する機関が、その構成国の国内法に従い、関係する者の刑事記録中に関連する有罪判決が存在するか否かを確認することを確保する。その目的のための情報交換は、国内法に実装されたものとしての指令2009/316/JHA 及び枠組み決定2009/315/JHA に従って行われる。
3. ESA は、与信機関及び金融機関に対して第60条に従って課された行政制裁及び行政措置の各職務権限を有する機関の公表へのリンクをもつ Web サイトを維持管理し、かつ、各構成国が行政制裁及び行政措置を公表する機関を示す。

第7章 最終規定

第63条

欧州議会及び理事会の規則(EU) No 648/2012¹の第25条第2項(d)は、以下によって置き換えられる:

「(d) その国の資金洗浄禁止及びテロリスト資金提供への対抗において欧州連合の金融システムに対する重大な脅威を示す戦略上の不備をもつものとして、欧州議会及び理事会の指令(EU) 2015/849^(*)に従って欧州委員会によって判定されていない第三国内で設立または認可されている CCP。

(*) 資金洗浄またはテロリスト資金提供の目的のための金融システムの利用の防止に関する、並びに、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 648/2012 を改正し、欧州議会及び理事会の指令2005/60/EC 及び委員会指令2006/70/EC を廃止する欧州議会及び理事会の2015年5月20日の指令(EU) 2015/849(OJ L 141, 5.6.2015, p.73)」

第64条

1. 委任された行為を採択する権限は、本条に定める条件に従い、欧州委員会に対して与えられる。
2. 第9条に示す委任された行為を採択する権限は、2015年6月25日から不定期間で、欧州委員会に対して与えられる。
3. 第9条に示す委任された行為を採択する権限は、欧州議会または理事会により、いつでも、取消され得る。取消しの決定は、同決定に示される権限の委任を終了させる。その取消しは、EU 官報上でそ

¹ OTC デリバティブ、清算機関及び取引情報蓄積機関に関する欧州議会及び理事会の2012年7月4日の規則(EU) No 648/2012 (OJ L 201, 27.7.2012, p.1)

の決定が公示された翌日、または、その後の同決定の中で指定された日に発効する。その取消しは、既に発効した委任された行為の有効性を害さない。

4. 欧州委員会は、委任された行為を採択したときは、速やかに、欧州議会及び理事会に対し、同時に、そのことを通知する。

5. 第9条により採択された委任された行為は、同行為の欧州議会及び理事会に対する通知から1か月以内に欧州委員会もしくは理事会から何らの異議も表明されなかったとき、または、その期限が経過前に、欧州議会及び理事会の両者が、欧州委員会に対し、異議がない旨を通知したときに限り、発効する。この期限は、欧州議会または理事会の発意により、1か月まで延長される。

第65条

2019年6月26日までに、欧州委員会は、この指令の実装に関する報告書を作成し、欧州議会及び理事会に対し、その報告書を送付する。

第66条

指令2005/60/EC及び指令2006/70/ECは、2017年6月26日に発効するものとして廃止される。

廃止される指令に対する参照は、この指令に対する参照として解釈され、かつ、別紙IVに定める新旧対照表に従って読み替えられる。

第67条

1. 構成国は、2017年6月26日までに、この指令を遵守するために必要となる法律、規則及び行政規則を発効させる。構成国は、欧州委員会に対し、直ちに、それらの措置の正文を送付する。

構成国がそれらの措置を採択する際、構成国は、この指令への参照を含めるものとし、または、その公示の際にそのような参照を添えるものとする。そのような参照を行う方法は、構成国によって決定される。

2. 構成国は、欧州委員会に対し、この指令の適用のある分野において構成国が採択する国内法の主要な条項の正文を送付する。

第68条

この指令は、EU官報上で公示された翌日から20日目に発効する。

第69条

この指令は、構成国に対して発出される。

2015年5月20日にストラスブールにおいて行われた。

欧州議会として
議長 M. Schulz

理事会として
議長 Z. Kalniņa-Lukaševica

別紙 I

以下は、義務を負う機関が、第13条第3項に従って顧客適正評価措置を適用する範囲を決定する際に考慮する様々なリスクの非網羅的なリストである：

- (i) 計算または関係の目的；
- (ii) 顧客によって蓄積される資産のレベル、または、行われる取引の規模；
- (iii) 取引関係の定期性または期間。

別紙 II

以下は、第16条に示すリスクが低い可能性の要素及び証拠の種類の非網羅的なリストである：

- (1) 顧客のリスク要素：
 - (a) 実質的支配者の十分な透明性を確保すべき義務を課されており、証券取引所に列挙されており、(証券取引所規則によって、または、法律もしくは執行可能な手段を介して)開示義務に服する公開会社
 - (b) 行政機関または公営企業；
 - (c) 第3号に定めるリスクの低い地理的領域内に居住する顧客；
- (2) 製品、サービス、取引または流通経路のリスク要素：
 - (a) 保険料が低額である生命保険証券；
 - (b) 早期解約オプションがなく、かつ、担保化するために証券を利用できない場合、年金制度のための保険証券；
 - (c) 拠出金が賃金からの控除の方法によって賄われており、かつ、その制度の規則が、その制度に基づく構成員の利益の譲渡を許容していない場合、年金、退職年金、または、従業員に対して退職金を提供する類似の制度；
 - (d) 金融を得る機会の目的のためのアクセスを増加させるための、適切に定義され、かつ、一定のタイプの顧客に限定されるサービスを提供する金融商品または金融サービス；
 - (e) 資金洗浄及びテロリスト資金提供が保有限度または支配の透明性のような別の要素によって管理される場合の製品(例：一定のタイプの電子マネー)；
- (3) 地理的なリスク要素：
 - (a) 構成国；
 - (b) 効果的な AML/CFT 制度をもつ第三国；
 - (c) 信頼できる情報源により、汚職またはそれ以外の犯罪行為のレベルが低いものとして識別された第三国；
 - (d) 相互評価、詳細な評価報告書または公刊された事後措置報告書のような信頼できる情報源に基づき、改訂 FATF 勧告及びその勧告上の義務の効果的な実装と一貫性のある、資金洗浄及びテロリスト資金提供と闘うべき義務をもつ第三国。

別紙 III

以下は、第18条第3項に示すリスクが高い可能性の要素及び証拠の種類の非網羅的なリストである：

- (1) 顧客のリスク要素：
 - (a) 普通ではない状況において行われる取引関係；
 - (b) 第3号に定めるハイリスクな地理的領域に居住する顧客；
 - (c) 私的な資産保有の受け皿である法人または法人格をもつ団体；
 - (d) 名目上の株主または無記名株式をもつ会社；
 - (e) 現金集約型である事業；
 - (f) その会社の事業の性質に鑑み、普通ではなく、または、過度に複雑であるように見える会社の支配構造；
- (2) 製品、サービス、取引または流通経路のリスク要素：
 - (a) 個人銀行家の銀行；
 - (b) 匿名性が好まれ得る製品または取引；
 - (c) 電子署名のような、一定の安全性確保措置のない、現実に対面しない取引関係または取引；
 - (d) 知らない第三国または関係をもたない第三国から受けた支払い；
 - (e) 新たな流通の仕組みを含め、新たな製品及び新たなビジネス実務、並びに、新たな製品及び既存の製品の両者のための新たな技術または開発中の技術；
- (3) 地理的なリスク要素：
 - (a) 第9条を妨げることなく、相互評価、詳細な評価報告書または公開された事後措置報告書のような信頼できる情報源によって、効果的な AML/CFT 制度をもたない国として識別された国；
 - (b) 信頼できる情報源によって、重大なレベルの汚職またはそれ以外の犯罪活動をもつ国として識別された国；
 - (c) 例えば、欧州連合または国連によって発せられた制裁、禁輸措置またはそれらと類似の措置の対象国；
 - (d) テロリスト活動の資金もしくは支援を提供する国、または、その国内において組織化されたテロリスト組織の活動遂行をもつ国。

別紙 IV

新旧対照表

この指令	指令 2005/60/EC	指令 2006/70/EC
—		第1条
—		第3条
—		第5条
—		第6条
—		第7条
第1条	第1条	
第2条	第2条	
第2条第3項ないし第9項		第4条
第3条	第3条	
第3条第9項、第10項、第11項		第2条第1項、第2項、第3項
第4条	第4条	
第5条	第5条	
第6条ないし第8条	—	
第10条	第6条	
第11条	第7条	
第13条	第8条	
第14条	第9条	
第11条(d)	第10条第1項	
—	第10条第2項	
第15条、第16条、第17条	第11条	
—	第12条	
第18条ないし第24条	第13条	
第22条		第2条第4項
第25条	第14条	
—	第15条	
第26条	第16条	
—	第17条	
第27条	第18条	
第28条	—	
第29条	第19条	
第30条	—	
第31条	—	
—	第20条	
第32条	第21条	

第33条	第22条	
第34条	第23条	
第35条	第24条	
第36条	第25条	
第37条	第26条	
第38条	第27条	
第39条	第28条	
—	第29条	
第40条	第30条	
第45条	第31条	
第42条	第32条	
第44条	第33条	
第45条	第34条	
第46条	第35条	
第47条	第36条	
第48条	第37条	
第49条	—	
第50条	第37条a	
第51条	第38条	
第52条ないし第57条	—	
第58条ないし第61条	第39条	
—	第40条	
—	第41条	
—	第41条a	
—	第41条b	
第65条	第42条	
—	第43条	
第66条	第44条	
第67条	第45条	
第68条	第46条	
第69条	第47条	